

第3章

ごみ処理基本計画



第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別

(1) 現 状

本町のごみ分別区分は、「可燃ごみ（燃えるごみ）」、「資源ごみ」、「不燃ごみ（燃えないごみ）」、「粗大ごみ」の4種類で、資源ごみや粗大ごみを細分化し、4種 16 分別としています。なお、燃えないごみ、粗大ごみのうち、小型家電リサイクル法に基づき資源化可能な品目（携帯電話など）については、平成 25 年3月より公民館等に設置した回収ボックスへの投入あるいは役場への持ち込みを可能としています。さらに、平成 28 年 12 月より町内 3 カ所にストックヤードを整備し資源ごみを常時持ち込み可能としています。

粗大ごみについては処理施設への直接持ち込みが原則でしたが、平成 30 年度から有料ステッカーを貼って排出（ステーションまたは自宅前）されたごみの収集を開始しました。また、平成 30 年度には指定袋料金をごみ処理手数料を含めた料金に改定（値上げ）しています。

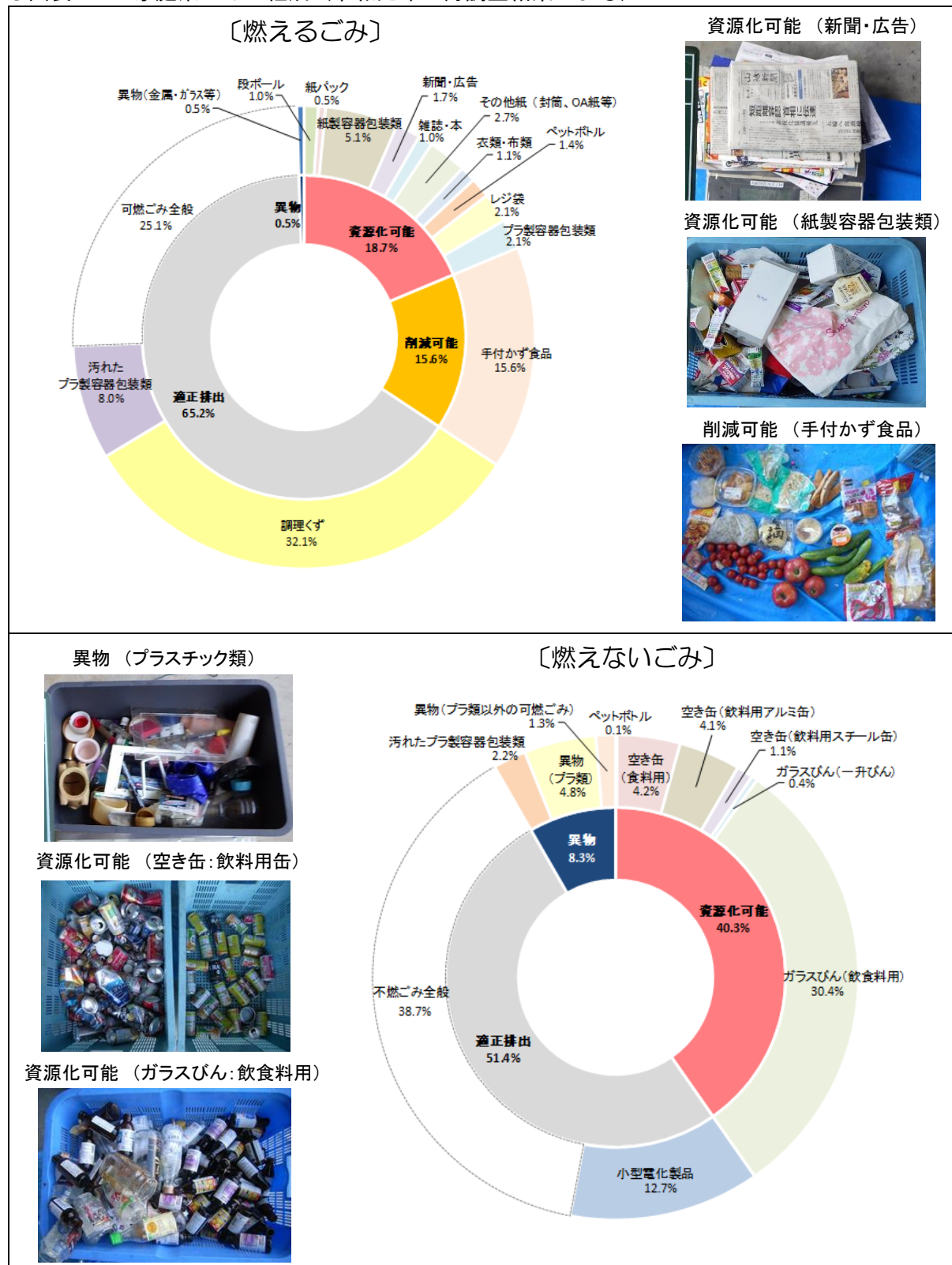
●図表 3-1 ごみ分別区分と収集頻度・排出容器

区分	ごみ分別区分	排出容器	収集頻度	収集運搬体制
可燃ごみ	①燃えるごみ 生ごみ類、草・木・葉類、おむつ、 皮・ゴム製品類、プラスチック類 等	指定袋 20L(10枚100円) 30L(10枚150円) 45L(10枚225円)	週2回 (月・木地区) (火・金地区)	委託
資源ごみ	②ペットボトル 飲料用、酒用、調味料用	回収用ネット	月2回 (月地区) (火地区) (水地区) ※第2・4週	委託
	③その他プラスチック 容器類(カップ/ボトル/トレイ(白・色付)) ポリ袋、ラップ類、発泡スチロール類 等	回収用ネット		
	④びん類(無色)	コンテナ(色別)		
	⑤びん類(茶色)			
	⑥びん類(緑色)			
	⑦びん類(その他の色)			
	⑧缶類(スチール缶・アルミ缶)	コンテナ	月2回 (月地区) (火地区) (水地区) ※第1・3週	委託
	⑨紙類(新聞紙・折込広告)	ひもでしぼる		
	⑩紙類(段ボール)			
	⑪紙類(雑誌・その他紙)			
	⑫紙類(飲料用紙パック)	※「雑誌・その他紙」は紙袋に入れて排出でも可		
	⑬古布	ひもでしぼるか、ビニール袋に入れる		
不燃ごみ	⑭燃えないごみ ガラス、陶器類、食器類、小型家電類、 複合素材製品類、蛍光灯・乾電池、 くぎ、ビス、やかん、針金ハンガー、 スプレー缶、カートリッジガスボンベ 等	指定袋 20L(10枚100円) 30L(10枚150円)	月2回 (火地区) (金地区) ※第1・3週	委託
粗大ごみ	⑮燃えるごみ系粗大ごみ 木製タンス、家具類、たたみ、 じゅうたん、ふとん 等		(直接持込み)	
		粗大ごみ処理整理券 (ステッカー)	随時	委託
粗大ごみ	⑯燃えないごみ系粗大ごみ 小型家電類、自転車、扇風機、 ストーブ・石油ファンヒーター 等		(直接持込み)	
		粗大ごみ処理整理券 (ステッカー)	随時	委託

(2) 課題

家庭から排出される『燃えるごみ』、『燃えないごみ』には、資源化が可能なもの（紙類、衣類・布類、缶類、びん類、ペットボトルほか）や異物が含まれており、**分別徹底の啓発が必要**です。また、『燃えるごみ』には買い物や調理の工夫等によって削減可能な「手付かず食品」も多く、**ごみ減量意識の向上が必要**です。

●図表 3-2 家庭系ごみの組成（令和元年 8 月調査結果による）



2 ごみの排出量

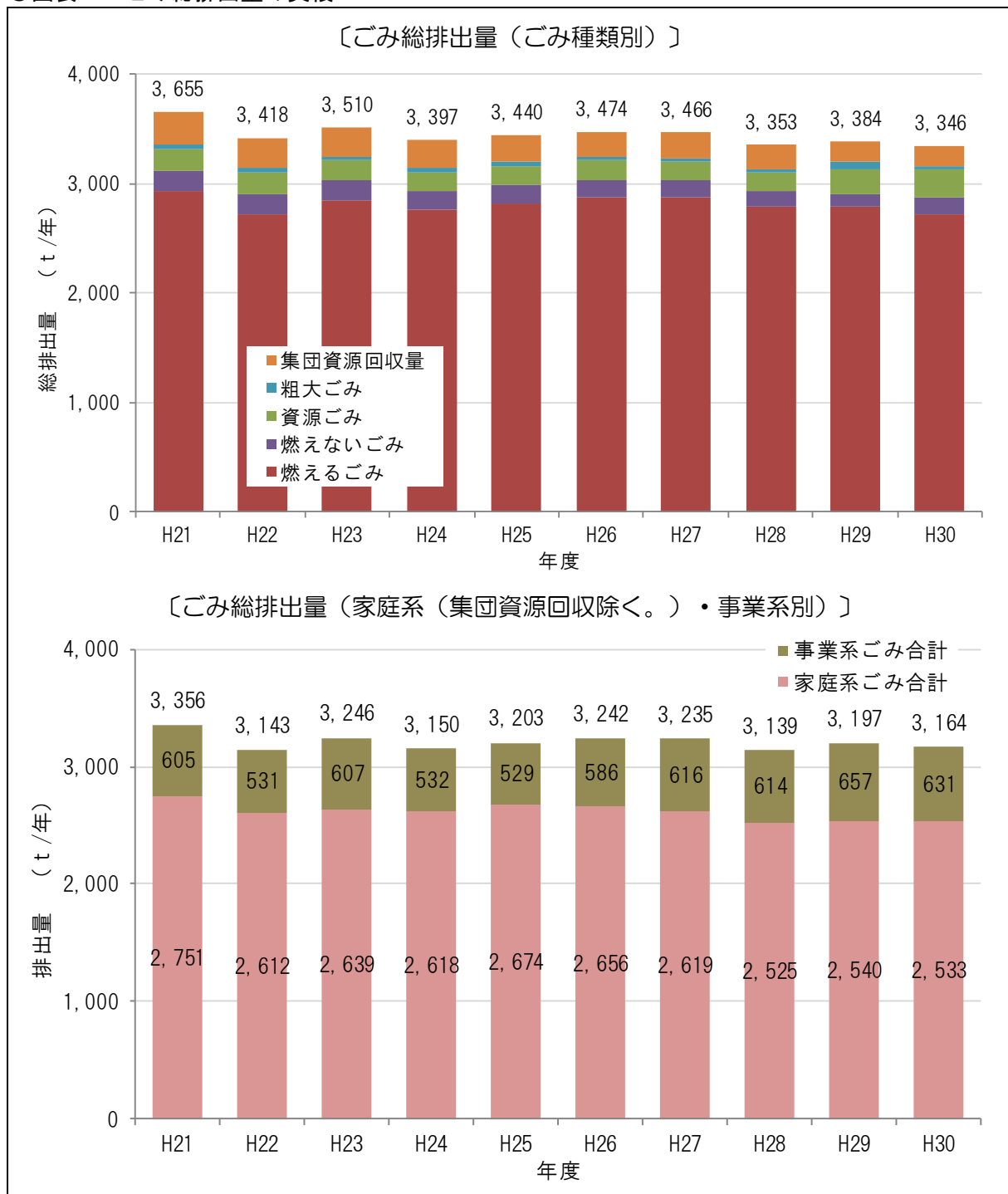
(1) 現 状

①ごみ総排出量

本町のごみ総排出量（集団資源回収量を含む。）は、平成 21 年度の 3,655 トンから徐々に減少していますが、近年は概ね横ばいで推移し、平成 30 年度は 3,346 トンです。

家庭系、事業系別では、平成 30 年度において家庭系が 2,533 トン（80.1%）、事業系が 631 トン（19.9%）で、事業系ごみ量の割合は隣接する笠岡市、浅口市の3割前後と比べて小さいですが、近年はごみ排出量が増加傾向となっています。

●図表 3-3 ごみ総排出量の実績

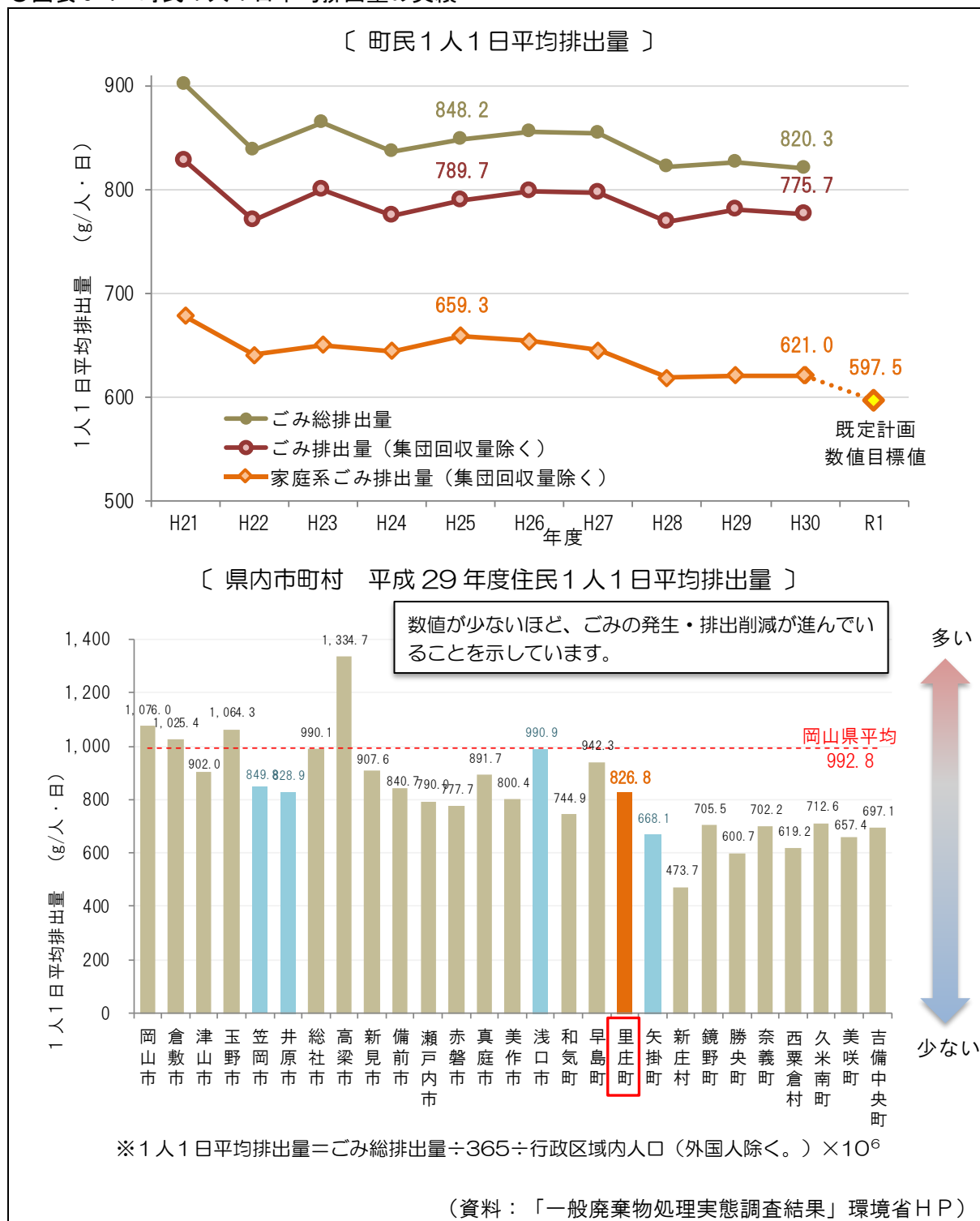


②町民 1 人 1 日平均排出量

ごみ排出量を行政区域内人口で除して求めた町民 1 人 1 日平均排出量は、平成 30 年度で
ごみ総排出量が 820 グラム (g/人・日) 程度、家庭系ごみ (集団資源回収量除く。) が 620
グラム程度で概ね減少傾向で推移しています。家庭系ごみは既定計画における令和元年度の
中間目標値に近い排出量となっていますが、もう少し発生・排出削減が必要な状況です。

平成 29 年度のごみ総排出量について県内 27 市町村と比較すると、岡山県平均より少な
いものの、**町村の中では 2 番目に多い排出量**となっています。

●図表 3-4 町民 1 人 1 日平均排出量の実績

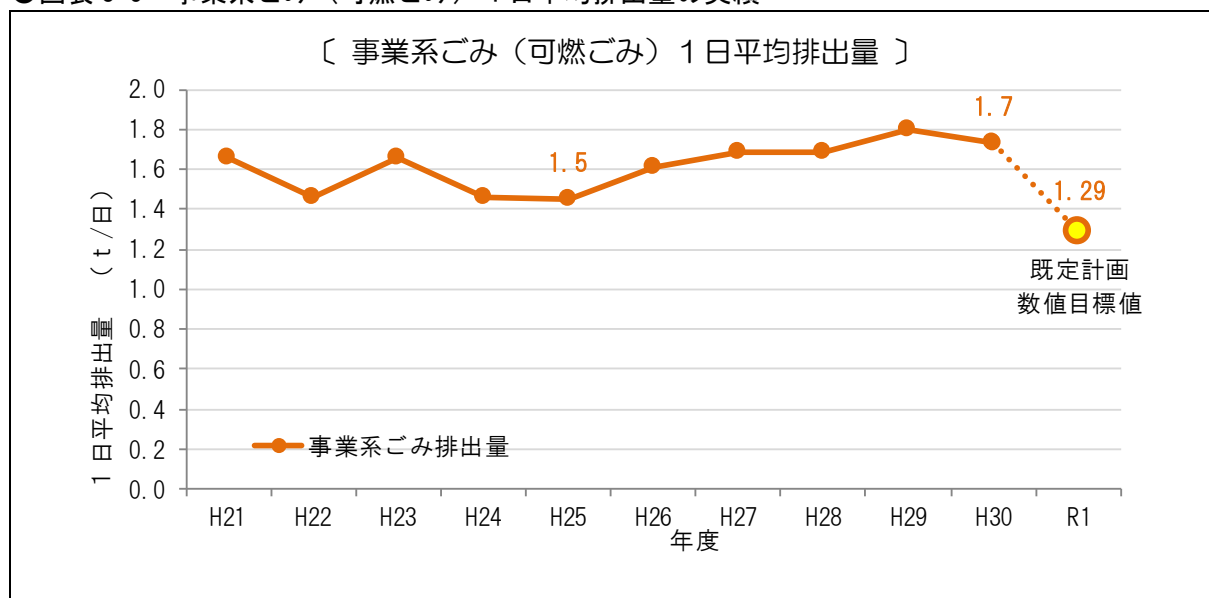


③事業系ごみ 1 日平均排出量

事業系ごみの 1 日平均排出量は、平成 25 年度までは変動しながらも減少する傾向にありましたが、近年は明確に増加傾向を示しています。平成 29 年度から平成 30 年度にかけては減少していますが、令和元年度の**中間目標値の達成は非常に厳しい状況**となっています。

なお、平成 30 年度に減少した要因としては、平成 29 年度にごみ処理施設での事業系ごみ処理手数料を値上げしたことによるごみ排出抑制効果が現れたものと考えられます。

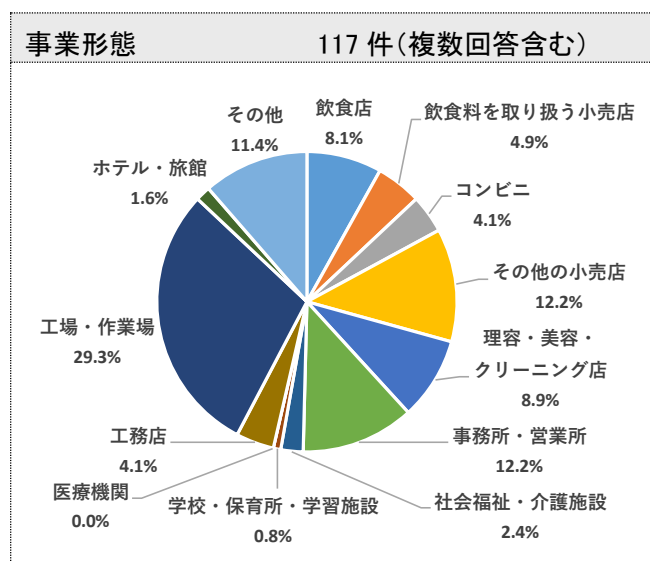
●図表 3-5 事業系ごみ（可燃ごみ） 1 日平均排出量の実績



【参考(事業所アンケート抜粋)】

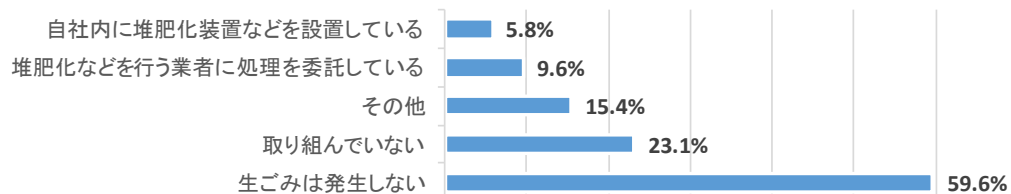
令和元年度に町内の事業所に対してごみに関するアンケート調査を行っています。
(回収数 117 件/回収率 73.6%)

アンケート調査結果からは、事業所においても様々なごみ減量・リサイクルの取組が行われていますが、保管場所や分別の手間が主な課題であることや、1 割程度の事業所においてごみの減量やリサイクルを進めたいと考えていることも確認ができています。



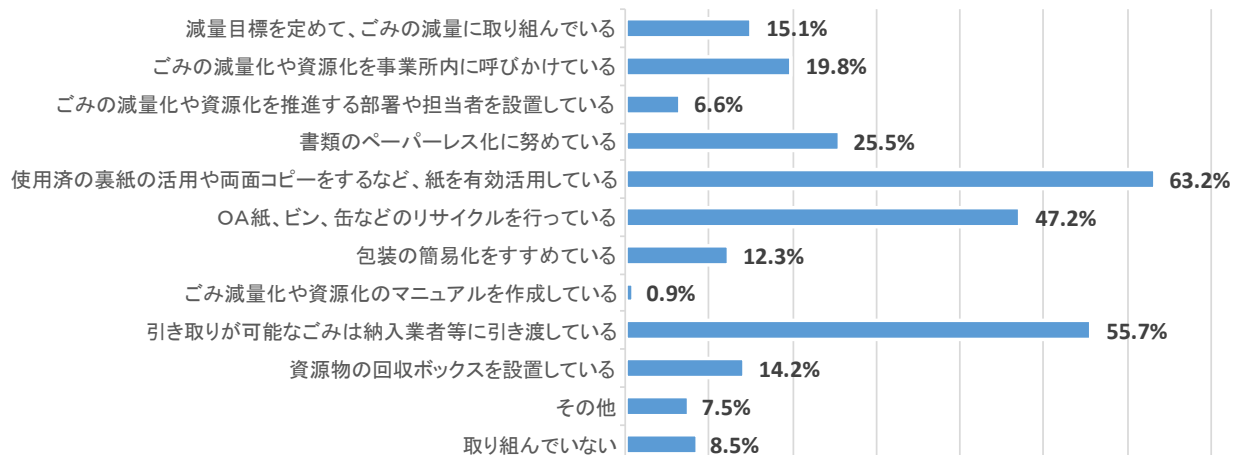
生ごみの処理について、どのような取り組みを行っていますか。(複数回答)

分母 111 件



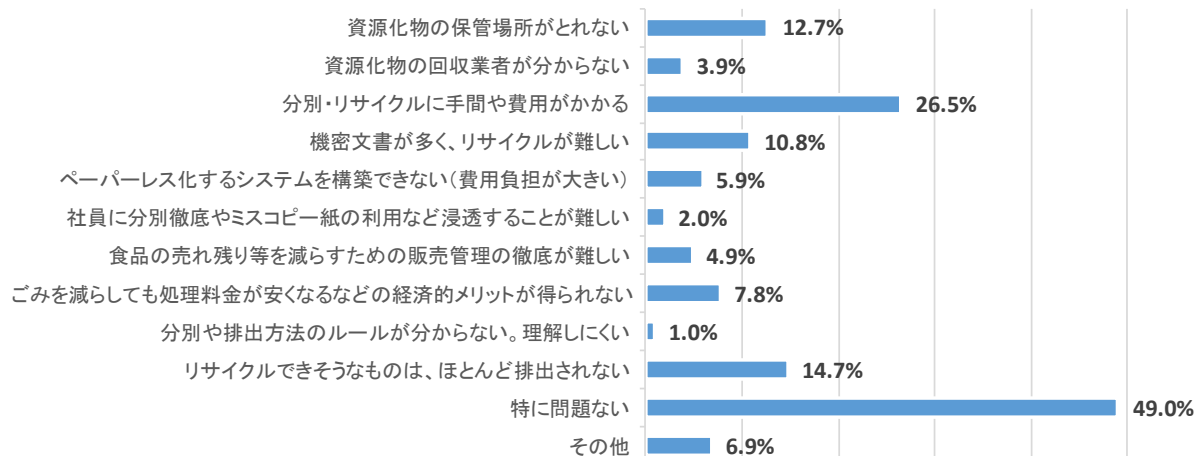
生ごみ以外のごみ(紙、びん、かんなど)について、どのような取り組みを行っていますか。(複数回答)

分母 113 件



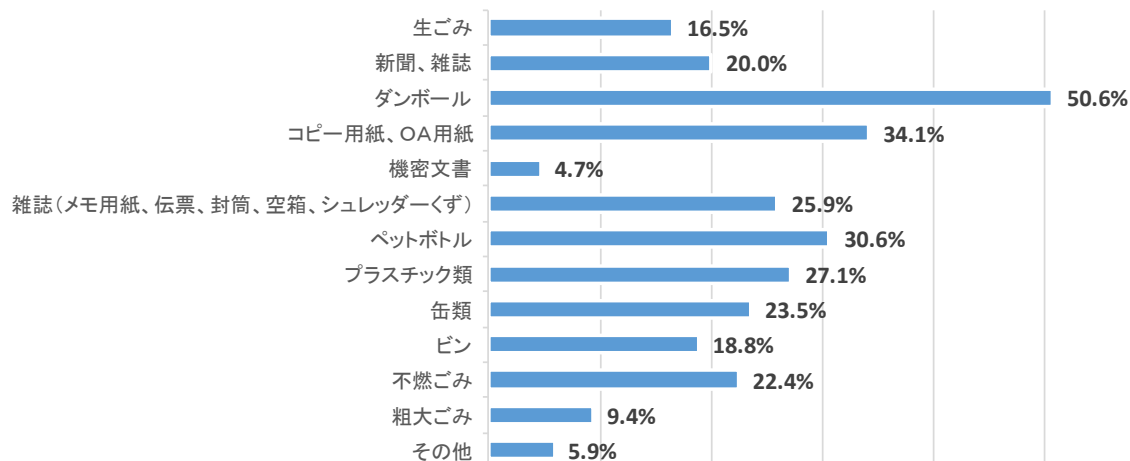
ごみ減量化やリサイクルを進めるうえで問題点は何ですか。(複数回答)

分母 109 件



今後減量化、資源化を進めたいと考えている品目はありますか。(複数回答)

分母 92 件



令和元年度 ごみに関する事業所アンケート（調査票）

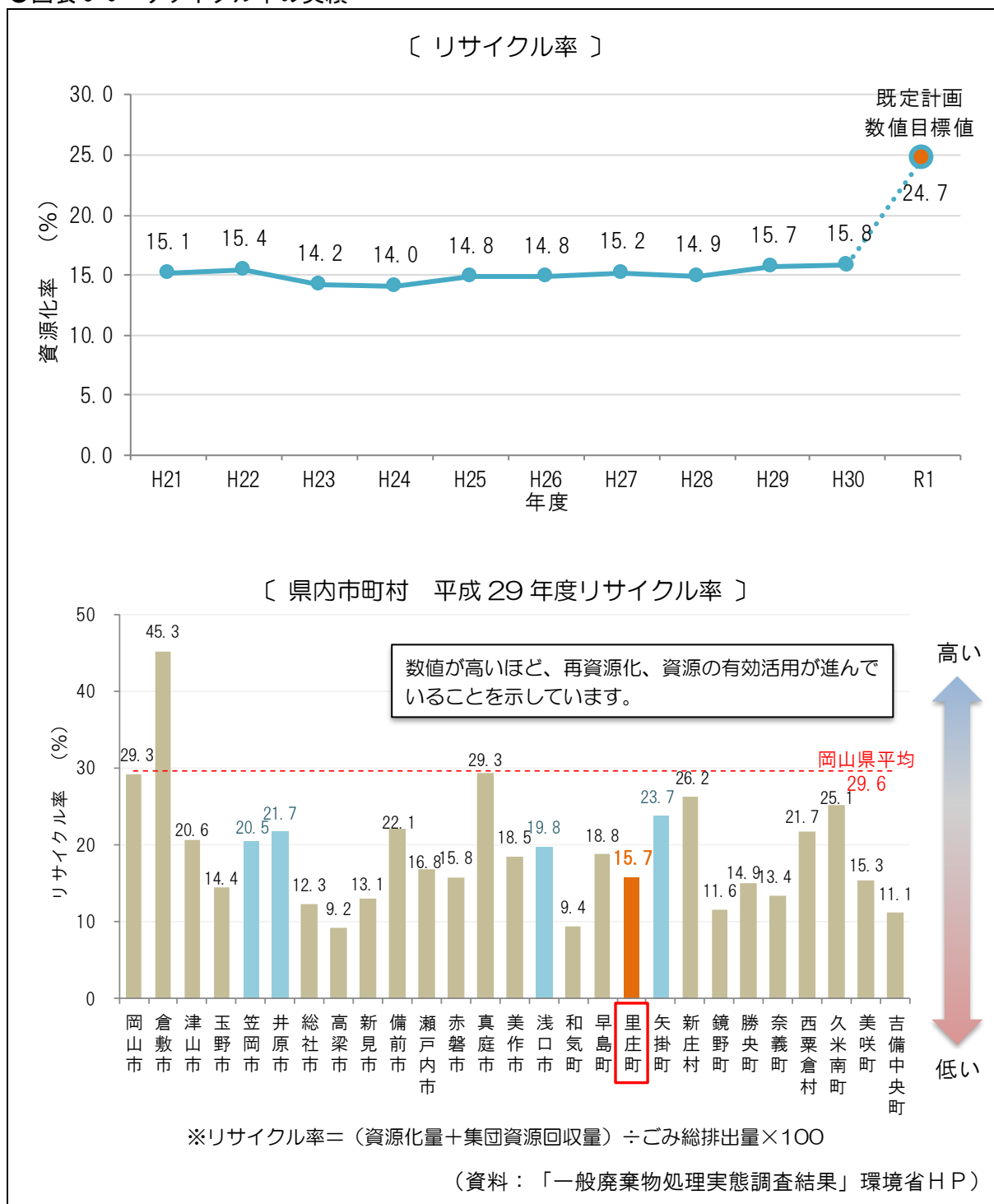
設問1 「産業廃棄物と一般廃棄物」についてお聞きします。事業活動に伴って排出されるごみは、「産業廃棄物と一般廃棄物」に分けられ、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられています。このことをご存じでしょうか。 ①知っている ②知らない	設問2 あなたの事業所では、生ごみの処理について、どのような取り組みを行っていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。 ①自社内に堆肥化装置などを設置している ②堆肥化などを行う業者に処理を委託している ③その他（具体的に： ） ④取り組んでいない（理由： ） ⑤生ごみは発生しない
設問3 あなたの事業所では、生ごみ以外のごみ（紙、びん、かんなど）について、どのような取り組みを行っていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。 ①減量目標を定めて、ごみの減量に取り組んでいる ②ごみの減量化や資源化を事業所内に呼びかけている ③ごみの減量化や資源化を推進する部署や担当者を設置している ④書類のペーパーレス化に努めている ⑤使用済の裏紙の活用や両面コピーをするなど、紙を有効活用している ⑥OA紙、ビン、缶などのリサイクルを行っている ⑦包装の簡易化をすすめている ⑧ごみ減量化や資源化のマニュアルを作成している ⑨引き取りが可能なごみは納入業者等に引き渡している ⑩資源物の回収ボックスを設置している ⑪その他（具体的に： ） ⑫取り組んでいない（理由： ）	設問4 あなたの事業所で、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。 ①環境に良いため ②ごみを減らすことでコスト削減につながるため ③社会的責任を果たすため ④宣伝やイメージアップを図るため ⑤ISO14001等の認証を取得している（取得したい）ため ⑥法律で定められているため ⑦社会全体で規定されているため ⑧その他（ ）
設問5 あなたの事業所において、ごみ減量化やリサイクルを進めるうえで問題点は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。 ①資源化物の保管場所がとれない ②資源化物の回収業者が分からない ③分別・リサイクルに手間や費用がかかる ④機密文書が多く、リサイクルが難しい ⑤ペーパーレス化するシステムを構築できない（費用負担が大きい） ⑥社員に分別徹底やミスコピー紙の利用など浸透することが難しい ⑦食品の売れ残り等を減らすための販売管理の徹底が難しい ⑧ごみを減らしても処理料金が安くなるなどの経済的メリットが得られない ⑨分別や排出方法のルールが分からない。理解しにくい ⑩リサイクルできそうなものは、ほとんど排出されない ⑪特に問題ない ⑫その他（具体的に： ）	設問6 あなたの事業所で、今後減量化、資源化を進めたいと考えている品目はありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。 ①生ごみ ②新聞、雑誌 ③ダンボール ④コピー用紙、OA用紙 ⑤機密文書 ⑥雑誌（メモ用紙、伝票、封筒、空箱、シュレッダーくず） ⑦ペットボトル ⑧プラスチック類 ⑨缶類 ⑩ビン ⑪不燃ごみ ⑫粗大ごみ ⑬その他（ ）
設問7 あなたの事業所において、ごみ処理にかかる費用について把握していますか。（○は1つ） ①許可業者等に直接費用を支払っており、把握している ②直接支払ってはいないが、管理会社等から資料を入手し把握している ③事務所の管理費や共益費に含まれているため、具体的な費用は分からない ④管理会社が関与しているため分からない ⑤処理費用は特に意識していないため分からない ⑥その他（ ）	設問8 里庄町では、ごみ1トン进行处理するために4.2万円程度を要し、その大部分は税金により賄われています。現在のごみ処理手数料は10kgあたり140円であり、排出事業者には処理費用の一部を負担していただいています。このことをどのようにお考えでしょうか。 ①負担が増えてもやむを得ない ②行政サービスを維持するとして、現状程度の負担でよい ③その他（具体的に： ）

④リサイクル率

ごみ総排出量に占める資源化量（集団資源回収量を含む。）の割合を示すリサイクル率は、14～16％程度で推移しています。近年では微増傾向にありますが、既定計画において掲げている令和元年度の**中間目標値に対しては大きく下回る見込み**です。

平成 29 年度のリサイクル率について県内 27 市町村と比較すると、中位を少し下回り、**上位より 16 番目**となっています。

●図表 3-6 リサイクル率の実績

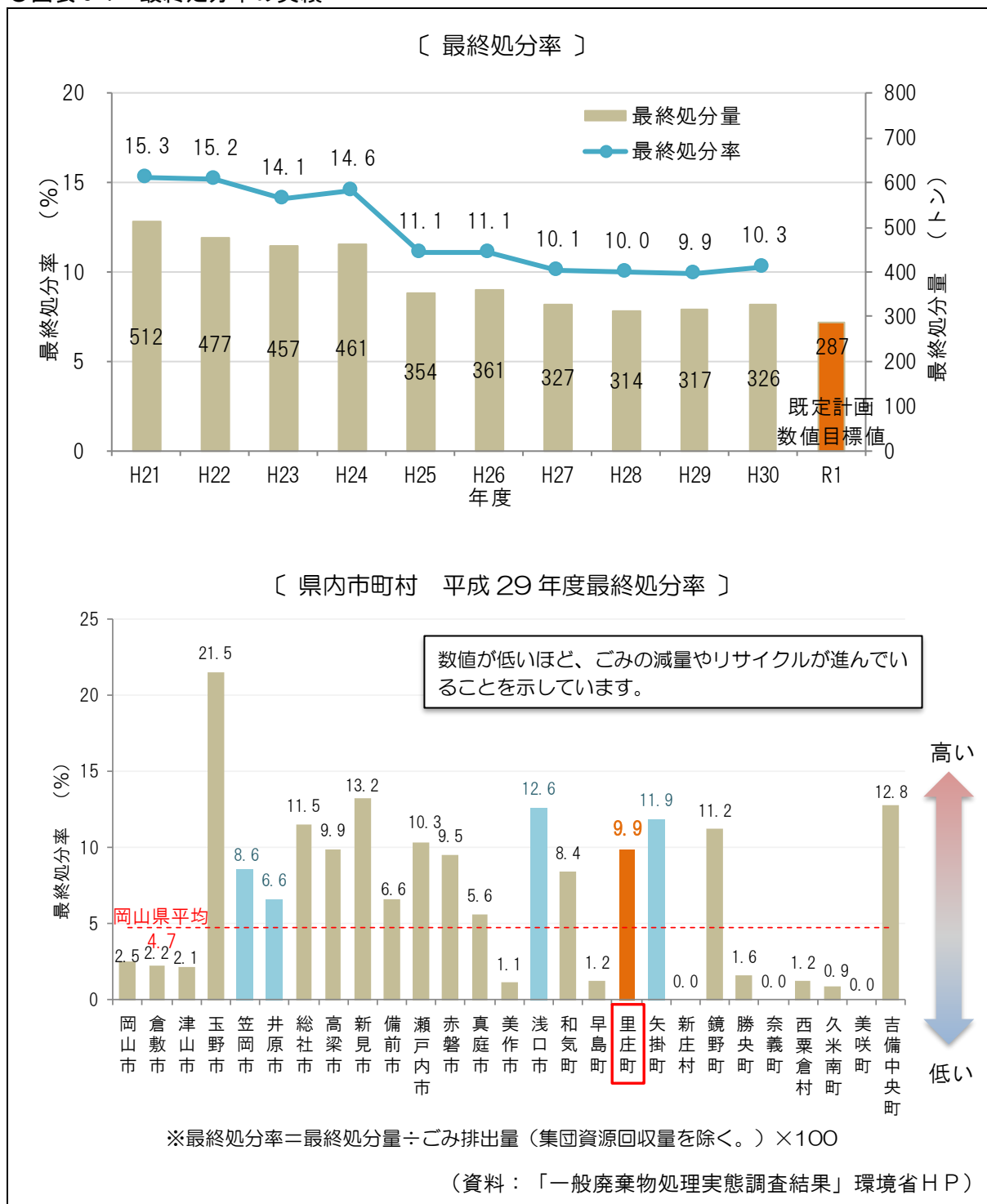


⑤最終処分率

ごみ排出量（集団資源回収量を除く。）に占める最終処分量の割合を示す最終処分率は、平成 25 年度に 100 トン程度削減し、それまでの 14～15%程度から 10%程度に低下しました。その後も同程度の水準を維持していますが、既定計画における**中間目標の達成は難しい状況**です。

平成 29 年度最終処分率について県内 27 市町村と比較すると、リサイクル率と同様に中位を少し下回り、**上位より 18 番目**となっています。

●図表 3-7 最終処分率の実績



(2) 課 題

家庭系ごみは概ね減少傾向で、排出原単位（町民 1 人 1 日平均排出量）も既定計画の中間目標値に近い水準となっていますが、事業系ごみは増加する推移を辿っており、これらを合わせた総ごみ排出量では横ばいとなっています。

家庭系ごみについてはこれまでの減量施策を継続することで引き続き削減が進むと考えられますが、事業系ごみについては削減に向けて何らかの対策を実施することが必要です。効果的な事業系ごみ対策を展開するために、近年ごみが増加している原因究明や削減するうえでの課題など、事業所におけるごみ処理の現状把握が必要と考えられます。

また、資源ごみストックヤードの設置によって資源ごみの分別排出が促進されたものと思われませんが、現状のリサイクル率は目標値に対して低く、**これまで以上に分別徹底の普及啓発を行うことが必要**と考えられます。

3 ごみ処理体制

(1) 現 状

①収集運搬体制

ごみの収集頻度は、燃えるごみが週 2 回、燃えないごみが月 2 回、資源ごみはいずれの品目も月 2 回です。また、粗大ごみは直接持込みを原則としていましたが、平成 30 年 4 月から事前にごみ処理整理券（有料ステッカー）を貼り、ごみステーションまたは自宅前に排出された粗大ごみの収集を開始しています。

収集運搬頻度は他の岡山県西部衛生施設組合構成市町と比べると、いずれのごみ区分も概ね同等です。

収集運搬は、すべてのごみ区分において委託（1 件）により行っています。収集運搬に関する許可は 14 件です。

●図表 3-8 収集運搬体制（委託・許可件数と機材）

区分	件数	機材（合計積載量）
委 託	1 件	7 台 （16 t）
許 可	14 件	46 台 （134 t）

●図表 3-9 ごみ種類別の収集頻度の比較

	里庄町	笠岡市	浅口市	井原市	矢掛町
燃えるごみ	週 2 回	週 2 回	週 2 回	週 1 ～ 2 回	週 2 回
燃えないごみ	月 2 回	月 2 回	月 2 回	月 1 回	月 2 ～ 3 回
資源ごみ	紙類	月 2 回	月 2 回	月 1 回	月 2 ～ 3 回
	缶類	月 2 回	月 2 回	月 1 ～ 4 回	月 1 回
	ペットボトル	月 2 回	月 2 回	月 1 ～ 4 回	週 1 回
	その他プラスチック	月 2 回	月 4 回	月 1 ～ 4 回	週 1 回
	びん類	月 2 回	月 2 回	月 1 ～ 4 回	月 2 ～ 3 回
	古布	月 2 回	月 2 回	月 1 回	月 2 ～ 3 回

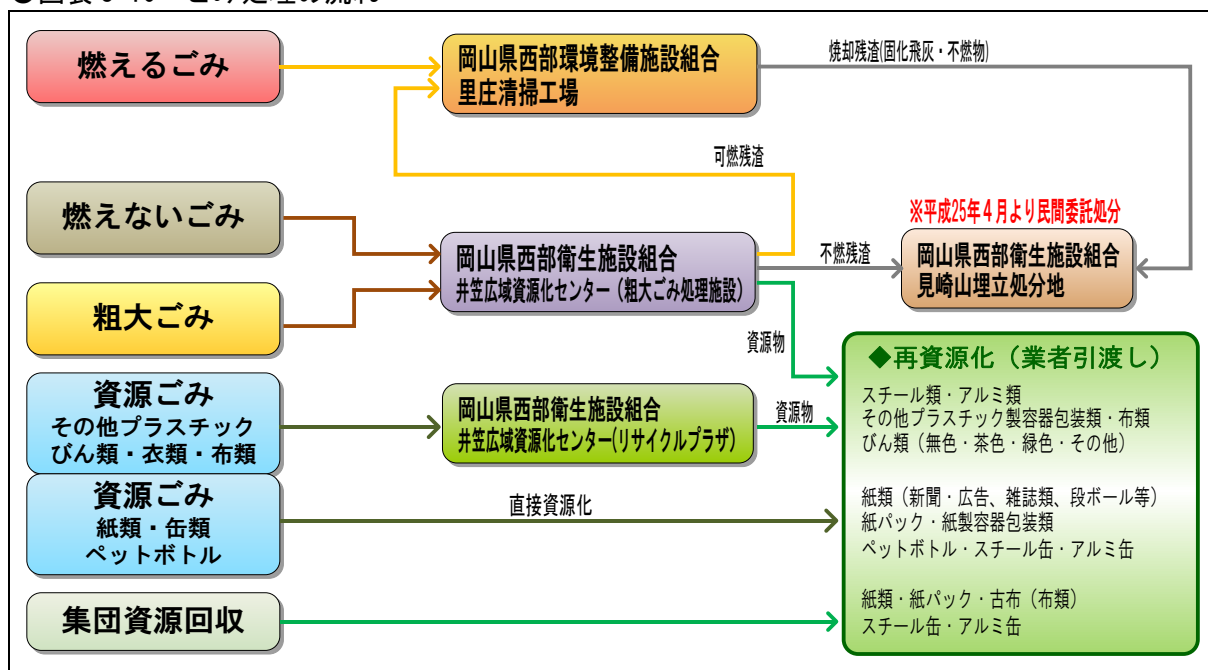
- 注) 1. ■：岡山県井原地区清掃施設組合で処理
 2. ■：岡山県西部環境整備施設組合で処理
 3. ■：岡山県西部衛生施設組合で処理

②処理・処分体制

本町から排出されるごみの処理は、ごみ焼却施設（岡山県西部環境整備施設組合）、粗大ごみ処理施設、再生利用施設（岡山県西部衛生施設組合）で行っています。ただし、有価物となる資源ごみ（缶類・ペットボトル・紙類）は、組合施設に搬入せず、本町が直接業者に引渡し、売却しています。

焼却残渣等の最終処分は、見崎山埋立処分地（岡山県西部衛生施設組合）が平成 25 年 3 月に埋立を終了したことから、同年 4 月より委託処分を行っています。

●図表 3-10 ごみ処理の流れ



●図表 3-11 ごみ処理施設

(中間処理施設)

区分	施設名及施設規模	所在地	使用 開始年	構成市町等
ごみ焼却施設	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場(200 t/日)	里庄町	H11	笠岡市 浅口市(金光地域を除く。) 里庄町
粗大ごみ処理施設	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター (40 t/日)	笠岡市	H 7	笠岡市、井原市 浅口市(金光地域を除く。) 矢掛町、里庄町
再生利用施設	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ(27 t/日)	笠岡市	H12	笠岡市、井原市、浅口市 矢掛町、里庄町

(最終処分場)

施設名	所在地	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	埋立物	使用 開始年
岡山県西部衛生施設組合 見崎山埋立処分地	笠岡市	25,000	210,000	不燃ごみ、中間処理残渣、 焼却残渣(固化飛灰・不燃物)	S53
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域一般廃棄物埋立 処分場	井原市	約 12,800	約 104,700	不燃物残渣、 焼却残渣(主灰・固化飛灰)	R4(予)

(委託処分)

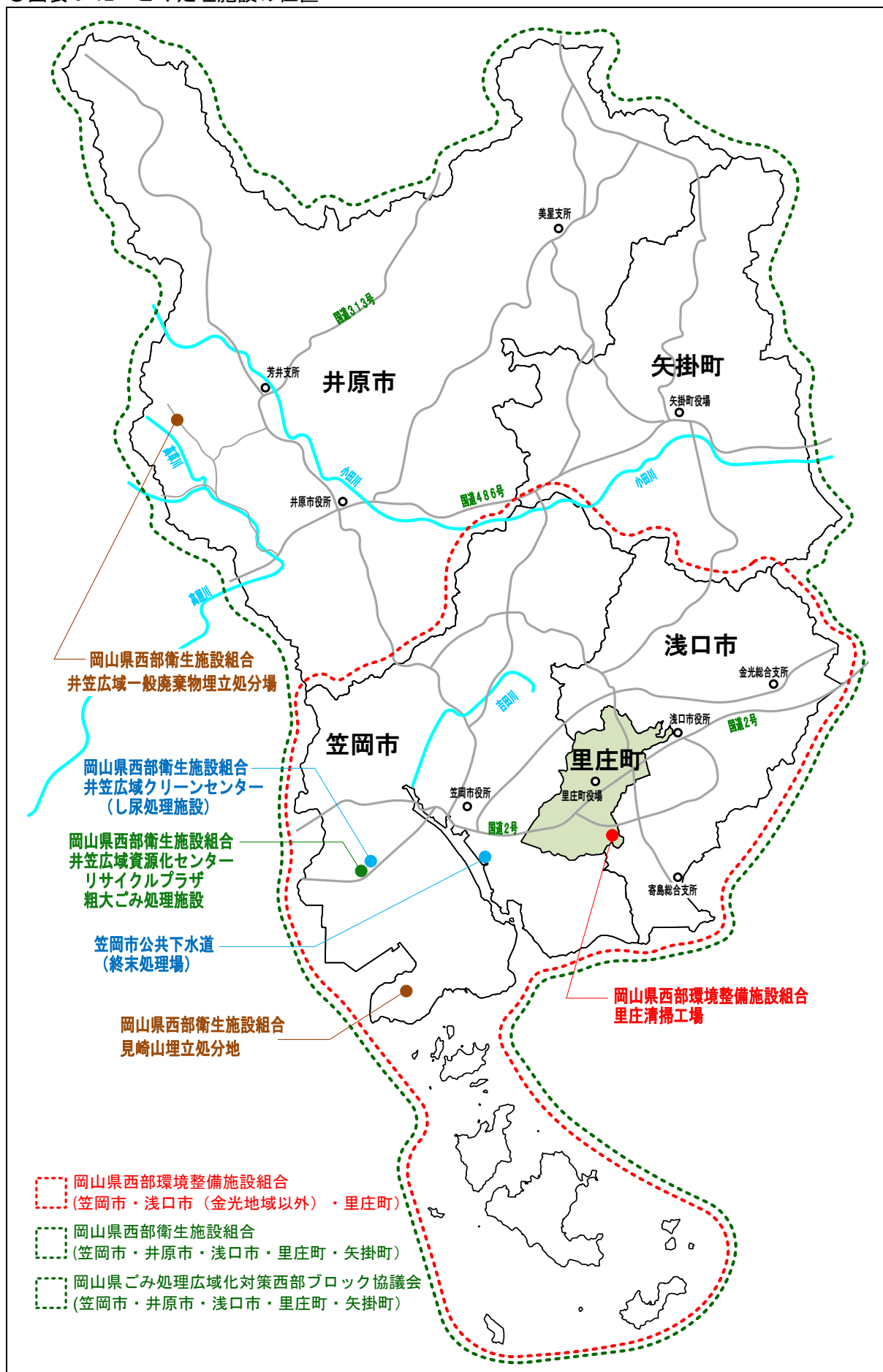
自治体	委託対象物	委託先	処理方法等	開始年月
岡山県西部環境整備施設組合	焼却残渣 (固化飛灰・不燃物)	民間業者	最終処分 (一部再資源化)	H25
岡山県西部衛生施設組合	不燃ごみ、中間処理残渣	民間業者	最終処分	H25

(2) 課 題

収集運搬体制については、燃えないごみの収集頻度が従来の週 1 回から資源ごみと同じ月2回に統一され、また、資源ごみを常時排出可能なストックヤードの整備がなされたことから、缶類やびん類など資源化可能なごみが燃えないごみに排出されにくい体制が整えられました。一方で、未だに多くの資源化可能なごみが燃えないごみに排出されていることから、**分別を徹底し、決められた方法でごみ排出をするよう市民の意識啓発を進めることが必要**です。

処理施設については、一部事務組合による整備、運営管理が行われていますが、最終処分を暫定的に委託していることから、最終処分場の早期確保に努めるとともに、焼却場の計画的な整備が必要です。

●図表 3-12 ごみ処理施設の位置

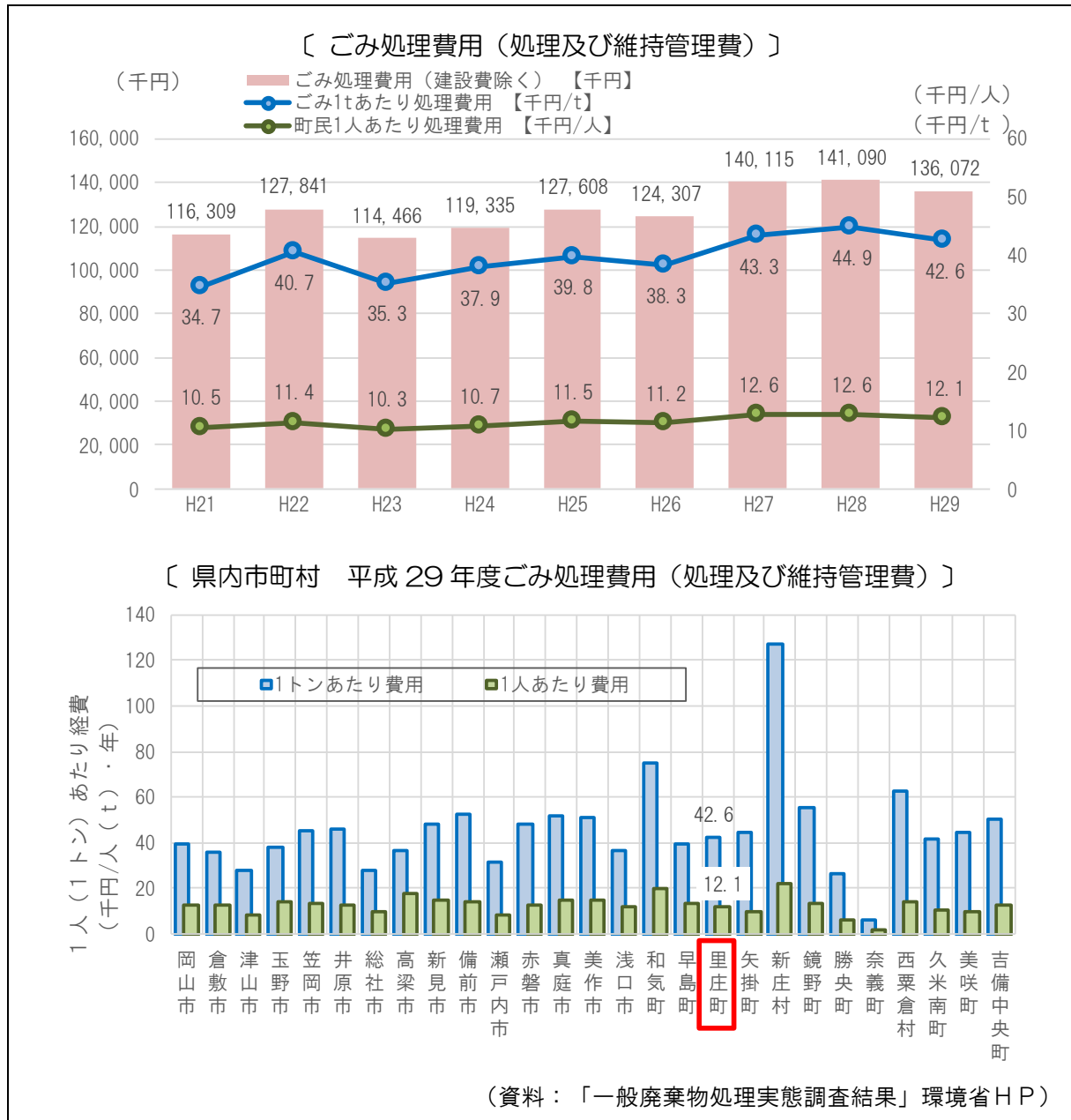


4 ごみ処理経費

(1) 現 状

本町から排出されるごみの処理費（施設整備費は含めない。）は、徐々に増加する傾向にあり、年間 1.4 億円程度を要しています。**ごみ1トンあたりでみると 4 万円～4万5千円程度、町民1人あたりでは1万2千円程度**です。なお、平成 25 年度から委託による最終処分等を行っているため処理経費は増加しています。

●図表 3-13 ごみ処理費用（処理及び維持管理費）



(2) 課 題

県内の市町村と比較すると概ね平均的な値ですが、処理経費は増加傾向です。今後、ごみ処理の広域化により**効率化を進め、コスト削減を図っていく**ものとしていますが、ごみ量自体を削減することによるごみ処理経費の削減も必要です。

第2節 基本理念



本町では、本計画の上位計画と位置づけている「第4次里庄町振興計画（R2.3策定）」において、本町の将来像を『子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち』として、魅力的で安心して生活できるまちづくりを進めています。

本計画は、その実現を目指すための重要な計画として、「**自覚と協働で創る環境負荷の少ない循環型社会の実現**」を基本理念に定め、目標達成のため各種の施策を行っていくものとします。

●図表 3-14 基本理念

自覚と協働で創る環境負荷の少ない循環型社会の実現

第3節 基本方針



本計画の基本方針は、基本理念「自覚と協働で創る環境負荷の少ない循環型社会の実現」のもと、第4次里庄町振興計画における施策を受けて、①4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進、②ごみ・リサイクル対策の推進とします。

●図表 3-15 基本方針

① 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進

資源を大切にすること意識のもと、ごみになるものを買わない（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、再使用する（リユース）、再生利用する（リサイクル）を基本として、町民・事業者・行政が自らの役割を自覚し、協働して行う取組を推進するものとします。

② ごみ・リサイクル対策の推進

ごみ処理施設の維持管理やごみ処理体制の最適化など、ごみの適正処理を行うためのシステム作りを推進するものとします。



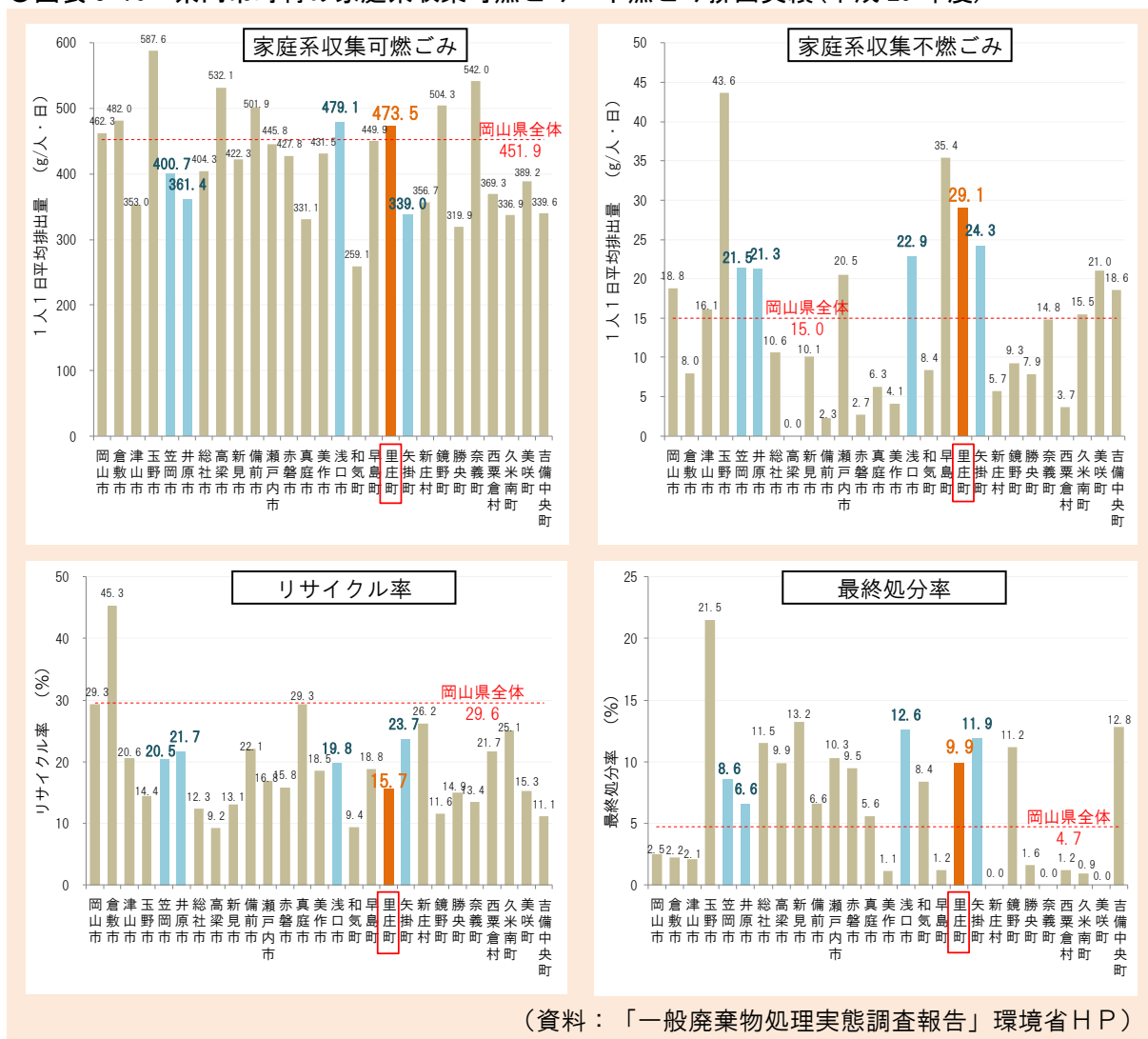
第4節 数値目標

1 本町の排出レベルと数値目標設定方針

(1) 県内市町村との比較

既定計画策定以降、町民のごみ減量等への取組の効果が現れ、本町の家庭系ごみは減少していますが、平成 29 年度実績値を県内市町村や井笠圏域内（笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町）と比較すると、未だに**排出量は多く**、リサイクル率は**井笠圏域内では最も低く**、最終処分率は**高いグループに属している**状況といえます。

●図表 3-16 県内市町村の家庭系収集可燃ごみ・不燃ごみ排出実績(平成 29 年度)



(2) 目標値設定方針

数値目標は、既定計画における方針を継承したうえで設定するものとします。具体的には、対象ごみ種類及び品目や目標値設定方法の考え方などは同様のままとして、ごみ量等の最新実績値の状況を踏まえたうえで、**県内トップレベルの数値を参考とした井笠圏域内の他市町と同等程度の数値を目標値**とします。

2 目標値の設定

(1) 対象品目

① 家庭系ごみ

発生・排出削減

『買いすぎない』、『作りすぎない』、『食べ残さない』
3つの「ない」で生ごみ削減

ごみの発生・排出削減は、無駄な生活を行わないように努めることで達成できます。特に、家庭系ごみでは、燃えるごみとして排出している「生ごみ」を対象とします。

手付かず食品

食材・食品を無駄に**買いすぎない**、食事はちょうどよい量を作るなどを心がけることでなくすことが可能です。

調理くず・食べ残し

食材を使い切る工夫、エコクッキングを心がけ、**作りすぎない**、**食べ残さない**こと、また、どうしても発生したものは、ごみ出し前の水切りや堆肥化して有効利用することで少なくすることが可能です。

再資源化

再資源化は、燃えるごみや燃えないごみに混入して排出されている資源物を、資源ごみとして分別するか、あるいはPTA等の集団資源回収に出す等により進めることができます。

ここでは、資源ごみとして位置づけられている品目を対象とします。

紙類・布類・ペットボトル・ その他プラスチック

燃えるごみに多く排出されています。
資源ごみとして分別するか、地域の集団資源回収を利用する、あるいは量販店等の拠点回収に出すことで再資源化できます。

缶類・びん類

燃えないごみに多く排出されています。
比較的分別がし易く、資源ごみとして分別することで資源化できます。

② 事業系ごみ

発生・排出削減

ごみの発生・排出削減は、無駄のない事業活動に努めることで達成できます。事業系ごみについては、燃えるごみとして排出している「生ごみ」、「紙類」を対象とします。

生ごみ

主に飲食店等から排出される生ごみは、無駄のないように心がけることで減らすことができます。

紙類

事業所で発生する紙類は、分別して資源回収業者に出すことで独自に処理できます。

※事業系ごみの再資源化は、紙類に代表されるように独自に有効利用することで行政にとっては排出削減につながります。そのため、発生・排出削減に含めるものとします。

(2) 目標量

目標設定の対象としたごみにおける発生・排出削減量及び分別徹底による資源化量の目標量を基準年度のごみ量に対して次のとおりとします。

①家庭系ごみ

発生・排出削減	町民 1 人1日あたり 26 グラム (燃えるごみの 5.6%)
---------	--

26 グラムはどのくらいの重さ？ いろんな食品とくらべてみてください。

◆食パンの耳	6 枚切 1.5 枚分で 30 グラム	(食パン1斤 400 グラム程度)
◆りんごの芯・皮	半個分で 23 グラム	(1 個 300 グラム程度)
◆たまごの殻	4 個分で 29 グラム	(M サイズ1 個 60 グラム程度)
◆きゃべつの芯	葉 3 枚分で 30 グラム	(1 玉 2 キログラム程度)

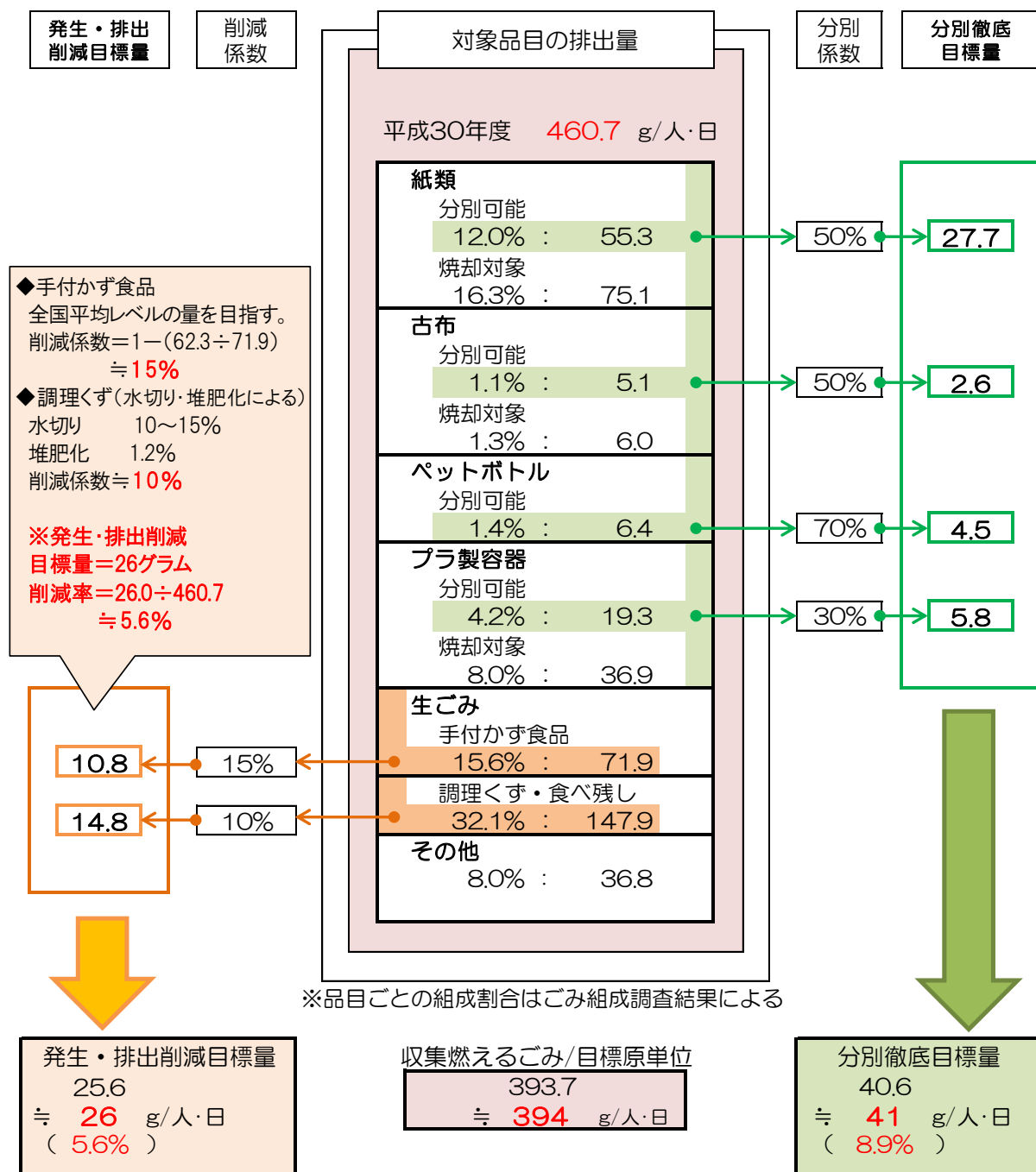
※おおよその重量を示しています。

再資源化(分別)	町民 1 人1日あたり 51 グラム <table><tr><td>収集燃えるごみ</td><td>町民1人1日あたり 41 グラム (燃えるごみの 8.9%)</td></tr><tr><td>収集燃えないごみ</td><td>町民1人1日あたり 10 グラム (燃えないごみの 26.5%)</td></tr></table>	収集燃えるごみ	町民1人1日あたり 41 グラム (燃えるごみの 8.9%)	収集燃えないごみ	町民1人1日あたり 10 グラム (燃えないごみの 26.5%)
収集燃えるごみ	町民1人1日あたり 41 グラム (燃えるごみの 8.9%)				
収集燃えないごみ	町民1人1日あたり 10 グラム (燃えないごみの 26.5%)				

②事業系ごみ

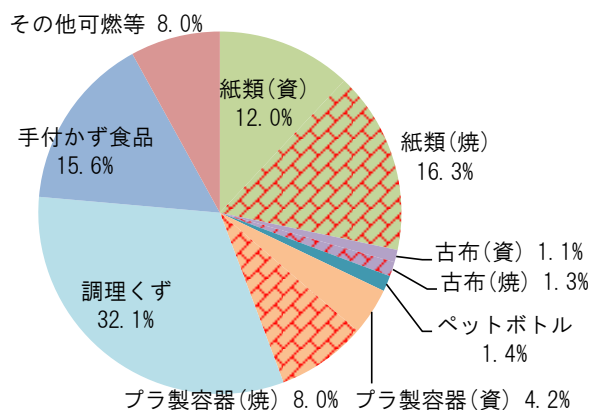
発生・排出削減	1日あたり 0.09 トン (燃えるごみの 5.0%)
---------	---

●図表 3-17 家庭系収集燃えるごみの発生・排出削減目標量・分別目標量

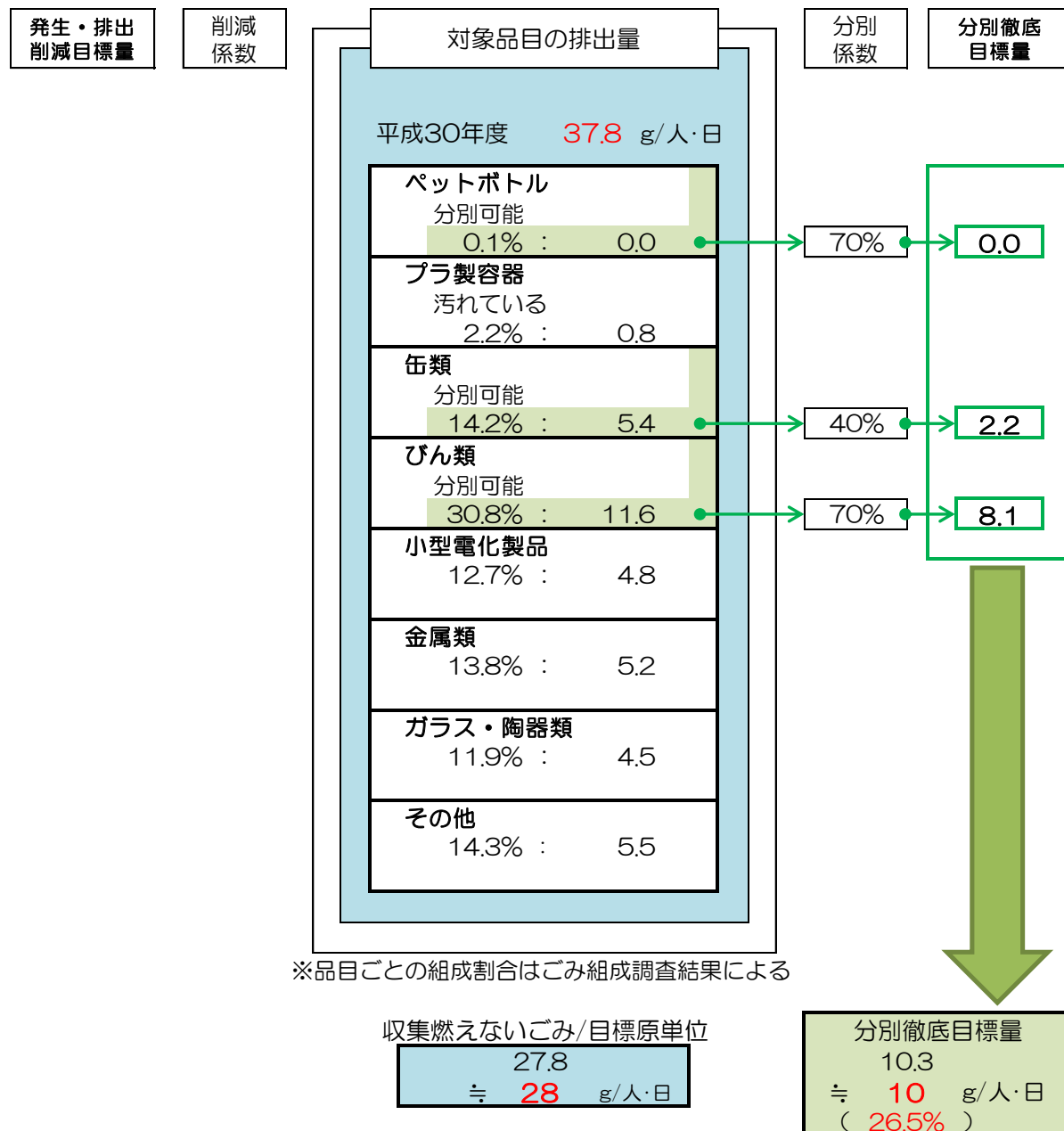


〔燃えるごみ組成 (R1 調査結果より) 〕

	資源化 可能	減量 可能	焼却 対象	合計
紙類	12.0%		16.3%	28.3%
古布	1.1%		1.3%	2.4%
ペットボトル	1.4%			1.4%
プラ製容器	4.2%		8.0%	12.2%
調理くず		32.1%		32.1%
手付かず食品		15.6%		15.6%
その他可燃等			8.0%	8.0%
計	18.7%	47.7%	33.6%	100.0%

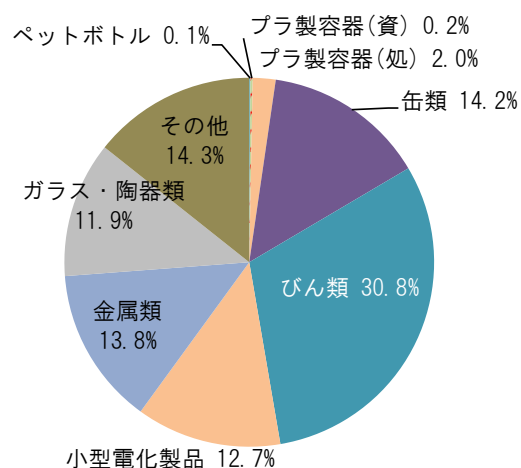


●図表 3-18 家庭系収集燃えないごみ目標量



〔燃えないごみ組成（R1 調査結果より）〕

	資源化 可能	焼却 対象	合計
ペットボトル	0.1%		0.1%
プラ製容器	0.2%	2.0%	2.2%
缶類	14.2%		14.2%
びん類	30.8%		30.8%
小型電化製品		12.7%	12.7%
金属類		13.8%	13.8%
ガラス・陶器類		11.9%	11.9%
その他		14.3%	14.3%
計	45.3%	54.7%	100.0%



削減係数

燃えるごみに排出される生ごみを「3つの生ごみ対策」によって削減を図り、燃えるごみ排出量の **10%を排出削減** するものとします。

●図表 3-19 生ごみ対策による削減係数

区分	調理くず・食べ残し	手付かず食品
削減係数	10%	15%

分別係数

燃えるごみや燃えないごみに排出されている資源物は、**県内市町村のトップクラスの資源化量と同レベル**となるように品目別の目標量を設定します。（下式による）

$$\text{品目別目標量（岡山県トップクラスを目安）} = \text{現状資源化量} + \text{不徹底量}^{(注)} \times \text{分別係数}$$

（注）不徹底量とは、分別すれば再資源化できるもので、燃えるごみに出された新聞紙や雑誌などのことです。

●図表 3-20 燃えるごみ・燃えないごみの品目別分別係数

	燃えるごみ/ 燃えないごみ への排出量 (A)		資源化量の実績 (B)		発生量 (C)			目標値			
	分別 資源物 不徹底 による 量 (A①)	※処理 対象 量 (A②)	資源 ごみと して 出され たもの (B①)	集団 回収へ 出され たもの (B②)	発生 量 (C①)	回収 できる 量 (=A①+B) (C②)	分別 協力度 (実績) (C③) (B÷C②)	(計 画 協 力度 (設定) (D)	目 標 量 (C②×D) (E)	増 加 量 (E-B) (F)	分別係数 (F÷A①) (G)
紙類	55.3	75.1	31.1	40.2	201.7	126.6	56.3%	80%	101.3	30.0	54% ⇒ 50%
古布	5.1	6	4.2	2.9	18.2	12.2	58.2%	80%	9.8	2.7	53% ⇒ 50%
ペットボトル	6.4		4.2	0.0	10.6	10.6	39.6%	80%	8.5	4.3	67% ⇒ 70%
	0.0									0.0	
プラ製容器	19.3	36.9	9.1	0.0	65.3	28.4	32.0%	50%	14.2	5.1	26% ⇒ 30%
缶類	5.4		13.5	1.2	20.1	20.1	73.1%	85%	17.1	2.4	44% ⇒ 40%
びん類	11.6		10.1	0.2	21.9	21.9	47.0%	85%	18.6	8.3	72% ⇒ 70%

※処理対象は汚れているなどによって資源化できないものが該当。

（単位：グラム/人・日）

～ 3つの生ごみ対策 ～

◆生ごみ対策1 水切りの励行 (目標：調理くず・食べ残しを 10%削減)

- ✚ 生ごみの重量の7割は水分であるといわれています。
- ✚ この水分は、三角コーナーや水切りグッズを利用して水切りを進めましょう。

◆水切り器による生ごみ減量効果例 ⇒ 生ごみの 10～15%程度の削減が期待できます。

水切りダイエット	生ごみカラット	しぼりっ子	水切りネット
6.9～11.0%	19.2～30.7%	6.6%	8.4～11.0%
			

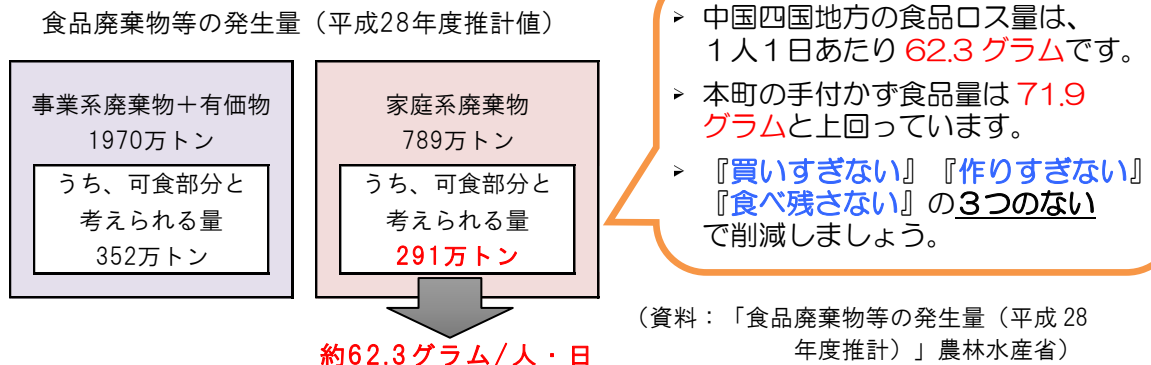
(資料：「水切りによる生ごみの減量効果調査報告書」H24.3 埼玉県清掃行政研究会)

※ 目標削減率 = 10 ～ 15% (水切りによる削減率)

◆生ごみ対策2 手付かず食品の削減 (目標：手付かず食品を 15%削減)

- ✚ 本町では手付かず食品の量だけで「食品ロス量」の全国調査値を上回っています。
- ✚ エコクッキングや無駄のない買物などを心がけましょう。

全国調査（農林水産省）による食品廃棄物等の発生量推計値では、食品ロス量（過剰除去・直接廃棄・食べ残し）は、1人1日あたりおよそ 62.9 グラムです。本町の手付かず食品の量（71.9 グラム）を全国平均レベルの食品ロス量まで少なくするためには、15%程度の削減が必要です。



※ 目標削減率 = (71.9 グラム - 62.3 グラム) ÷ 71.9 グラム = 13% ≒ **15%**

◆生ごみ対策3 堆肥化による削減 (目標：生ごみ対策1に含む)

- ✚ 生ごみ処理機器の購入補助制度を活用するなどにより、生ごみの有効利用を進めましょう。

補助件数は、平成11年度の補助制度開始以降において累計215基（平成30年度末）です。年間補助（普及）基数を5基とし、**数値目標年度までに25基を目途**とします。

このすべてが有効に利用されたとした場合、3.5トン（25基×2.6人/世帯（基）×147.9g/人・日×365日）の生ごみが処理されたことになります。この量は、調理くず・食べ残しの量（603t/年）の0.6%、燃えるごみ量（1,879t/年）の0.2%にあたります。

※ 目標削減率 = 3.5 t/年 ÷ 603 t/年 = **0.6%**

3 目標値の総括

数値目標年度（令和 6 年度）における目標値は、平成 30 年度実績に対して次のとおりとします。

目標値

◆発生・排出削減目標

家庭、事業所からのごみ排出量を **5%程度削減**

◆資源化目標

リサイクル率を **6.5 ポイント程度増加**（15.8% → 22.3%）

◆最終処分量目標

最終処分量を **10%程度削減**

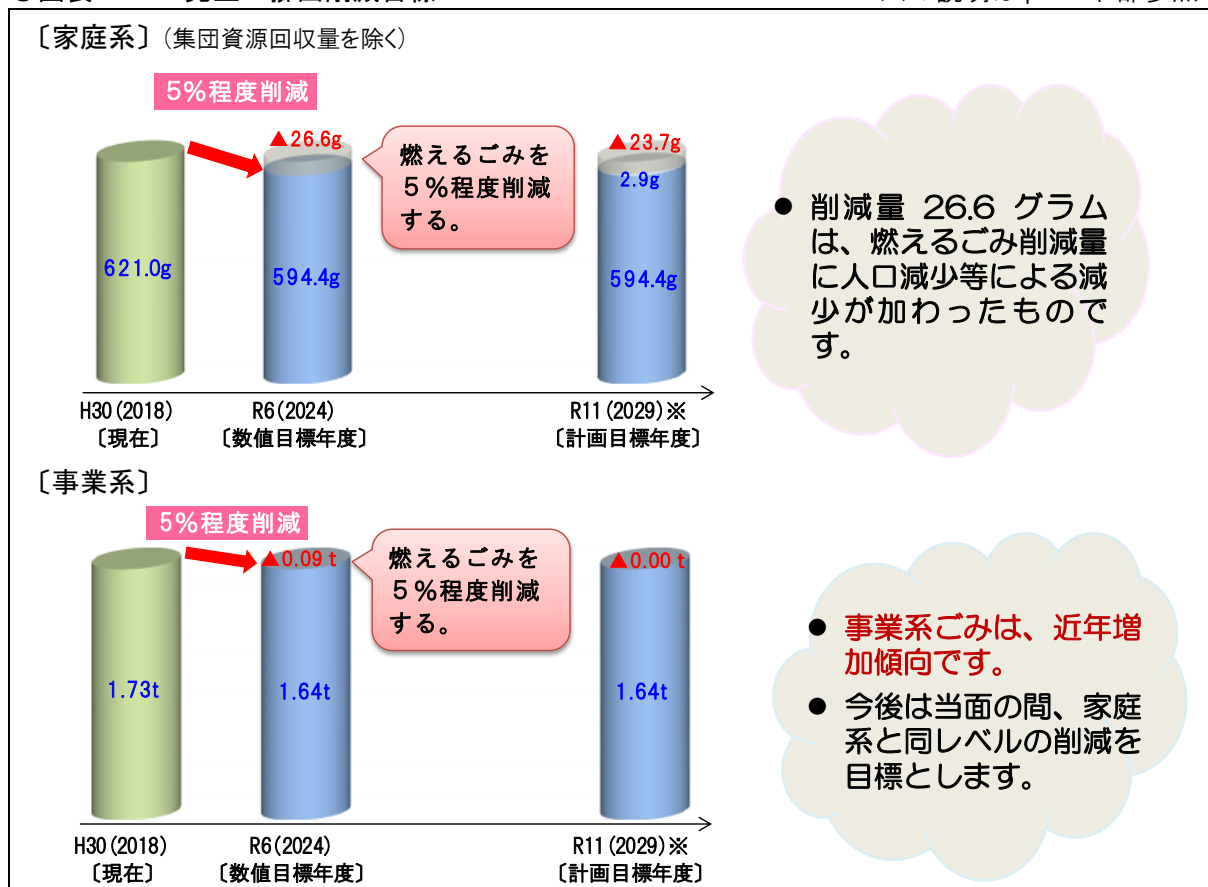
(1) 発生・排出削減目標

家庭系燃えるごみの生ごみ対策により、町民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量（集団資源回収量を除く）は平成 30 年度の 621.0 グラムから、数値目標年度の令和 6 年度において **5%程度**の 26.6 グラムを削減して 594.4 グラムを目標とします。

また、事業系ごみは近年増加傾向となっており、ごみ処理手数料改定により減少していくことも予想されますが今後の推移については不透明であることから、当面の間は家庭系ごみと同様に、平成 30 年度の 1 日あたりの事業系ごみ排出量 1.73 トンから **5%程度を削減**し、1.64 トンとすることを目標とします。

●図表 3-21 発生・排出削減目標

※の説明は p 34 下部参照

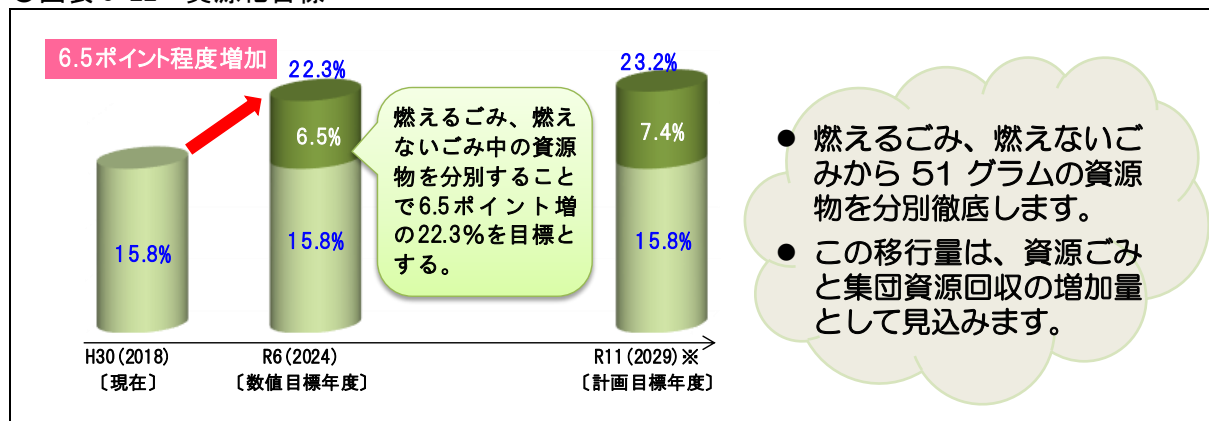


(2) 資源化目標

家庭系燃えるごみや事業系燃えるごみに排出される紙類やペットボトル、その他プラスチック等の分別徹底により、また、家庭系燃えないごみに排出される缶類やびん類の分別徹底により、町民 1 人 1 日あたり合計 51 グラムを、資源ごみの分別収集量や集団資源回収量として見込むものとします。

これにより、リサイクル率は、平成 30 年度の 15.8%から **6.5 ポイント程度増加**し、22.3%を目標とします。

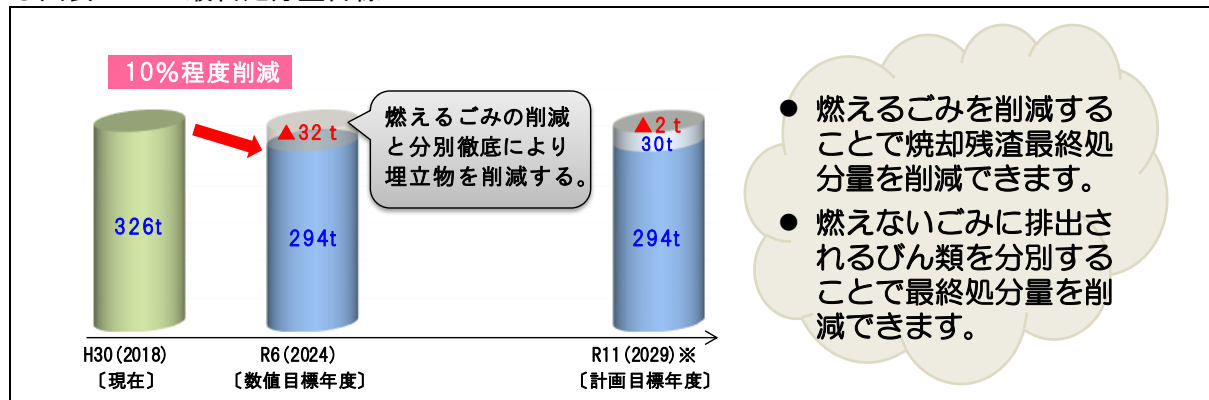
●図表 3-22 資源化目標



(3) 最終処分量目標

家庭系・事業系燃えるごみの発生・排出削減と、家庭系燃えないごみの分別徹底により、最終処分量は平成 30 年度の 326 トンから **10%程度削減**し 294 トンを目標とします。

●図表 3-23 最終処分量目標



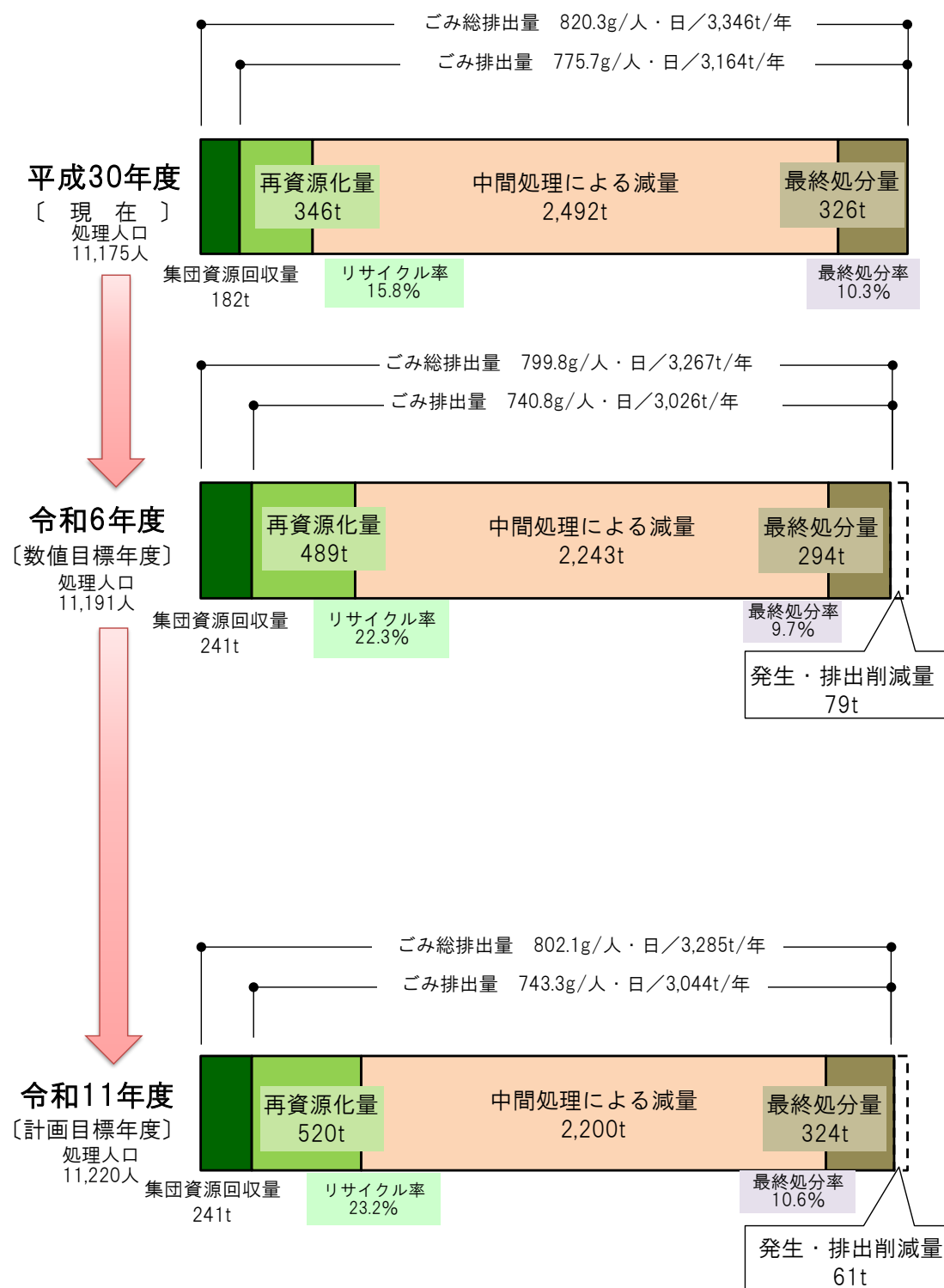
◆燃えないごみに排出されたびん類について

燃えないごみは、粗大ごみと同様に嵩張るごみであるため、破碎処理により最終処分する容積を小さくしています。そのため、燃えないごみにびん類を排出すると、破碎処理後に最終処分されます。資源ごみとして排出することで、びん類のほとんどが資源化できます。

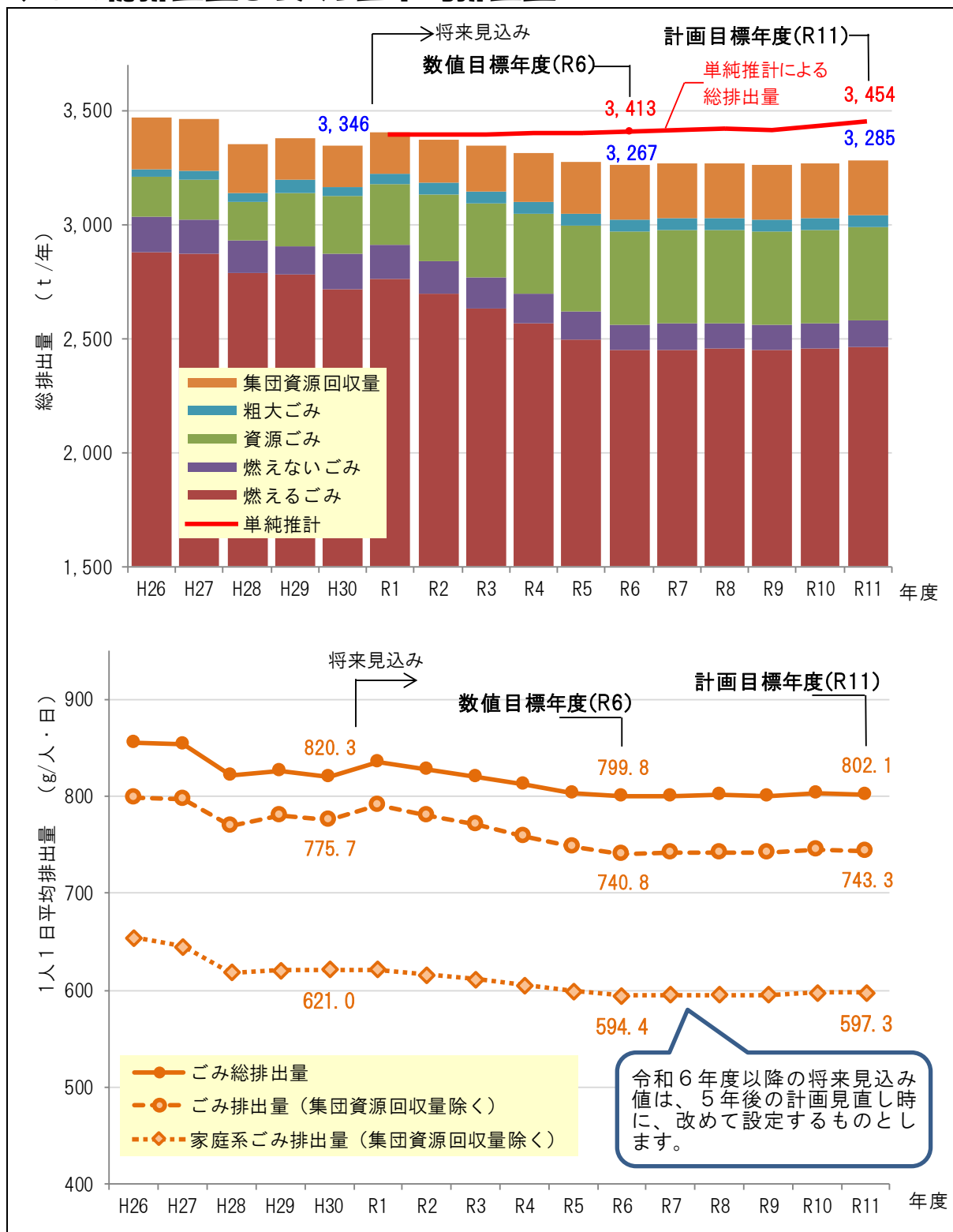
※計画目標年度（R11）の目標値について

計画目標年度である令和 11 年度は、本町を含めた井笠圏域におけるごみ処理の広域処理体制が整った後となります。そのため、令和 11 年度のごみの発生・排出削減量やリサイクル率、最終処分量は、5年後の計画見直し時、または広域処理施設の計画進捗に伴い本計画を見直す必要がでた場合において、新たな目標値を設定するものとします。

●図表 3-24 目標値の総括



◆ごみ総排出量と1人1日平均排出量



～ ごみ排出抑制や分別徹底の取り組み ～

“もったいない”からはじめませんか！

上手な買い物や エコクッキング

燃えるごみ
2%削減



❖ 燃えるごみには、**手付かずのままの食品が16%程度排出**されています。

- ❖ 食事の量を良く考え、作り過ぎないようにしましょう。
- ❖ 作った料理は食べ残さない様にしたり、お弁当に利用しましょう。

生ごみの水切り や堆肥化利用

燃えるごみ
3%削減



❖ 燃えるごみの**47.7%は生ごみ**です。
(さらに生ごみの**約70%は水分**です)

- ❖ 生ごみ処理機器やコンポストで堆肥化し、家庭菜園などに利用しましょう。
- ❖ 生ごみは、三角コーナー等でしっかり水切りを行いましょう。

ちょっと待って！ひと手間かければ 資源ごみ

※このキャッチフレーズは、公募によるものです。

ごみの分別徹底や 集団資源回収利用

燃えるごみ
9%分別徹底



❖ 燃えるごみには、**紙類・プラ製容器などの資源化できるものが18.7%排出**されています。

❖ 燃えないごみには、**資源化できるびん・缶が44.6%排出**されています。

燃えないごみ
27%分別徹底



❖ 分別に協力しましょう。

❖ 子どもと一緒に、集団資源回収に取り組みましょう。



第5節 施策の体系

ごみの減量、リサイクルなどについて、設定した数値目標を達成するため、今後の施策については、**① 発生・排出削減に関する施策**、**② 再資源化に関する施策**、**③ 適正処理に関する施策** の3つを大きな柱として展開していきます。

これらの施策の体系は次に示すとおりです。

●図表 3-25 施策の体系



“はじめよう！ 身近な取り組み 4R” ※このキャッチフレーズは、公募によるものです。

第6節 1 発生・排出削減に関する施策



1 施策体系

循環型社会を形成するためには、町民一人ひとりが環境・ごみ問題と向き合い、環境負荷の少ない生活や行動を心がけ、ごみの発生・排出を削減していく必要があります。

ごみの発生・排出削減について、今後取り組む施策は、(1)町民の意識向上、(2)4Rの実践、(3)町民・事業者との協働、(4)事業系ごみ対策 の4つを中心として展開していくものとします。

●図表 3-26 発生・排出削減に関する施策の体系



2 具体的な施策

(1) 町民の意識向上



施策1 ごみ関連情報の発信

施策の方向

町民や事業者のごみに関する知識向上や意識啓発には、ごみ減量・リサイクルの意義や具体的な取組方法など様々な情報を提供することが必要です。

町民が受け取りやすい方法を選び、確実に情報が届くよう、回覧、町の広報紙「広報さとしょう」やホームページ、各種パンフレット、ケーブルテレビなど様々な情報媒体を通じてごみ問題に関する情報提供を行います。

各主体の役割

- | | |
|--------|---|
| 町民・事業者 | ● ごみ問題への関心を高め、町の発信する情報を積極的に見るようにしましょう。 |
| 行政 | ● 社会情勢に合った身近で鮮度の高い情報とするため、定期的な内容見直しと発信を行います。
● 発信する情報は、できるだけ分かり易く充実したものとします。 |

広報「さとしょう」生ごみ減量コラム

「生ごみ」を減らしましょう!

問合せ先
町民課(住民担当) ☎64-3112

夏は、水分を多く含むものが生ごみとして発生する時期です。家庭からの「燃えるごみ」のうち、約半分の重さを「生ごみ」が占めており、生ごみのうち水分が約70～80%と言われています。生ごみとその水分を減らすことはごみの減量の最大のポイント、少しの工夫で重量を大幅に減らすことができます。この夏は「生ごみ」の減量にチャレンジしてみよう!

「生ごみ」を減らすポイント

- ① 水分を十分に切る。(よくしぼる)
台所ではクレーンネットなどを使って、水分をよく切り、市販の水しぼり器などでもさらさらしぼりすることで水分が大幅に減ります。不要になったCDやペットボトルの飲み口を再利用して水切りができます。
- ② 食材を使い切つてごみにならないようにする。
家庭からの食品ごみのうち、調理くずが約40%、手付かずの食品が約30%という調査結果もあります。食材を余らせなく、上手に使えば、生ごみの量を減らすことができます。
- ③ 食べ残しをしない。
せっかく工夫して作った料理も、食べ残してしまえばそれは「生ごみ」になってしまいます。残さず食べて、ごみの減量と健康な身体づくりを実践しましょう。
- ④ 生ごみ処理機器などを活用する。
里庄町では電気式家庭用生ごみ処理機器やコンポスト等の購入に対する補助制度を実施しています。生ごみの減量のためにもご活用ください。補助条件などについてはお問い合わせください。



施策2 研修会・出前講座

施策の方向

地域での自主的なごみ問題に関する活動の推進のため、町職員などが講師となり、最新のごみ関連情報の広報や分別徹底の周知などを行う研修会や出前講座を実施します。

町がごみに関することについて町民に直接説明し、意見交換によって得られた意見は、町の施策や事業展開に反映させるものとします。

各主体の役割

- | | |
|----|--|
| 町民 | ● 研修会・講演会が開催されている場合は積極的に参加しましょう。 |
| 行政 | ● 地域活動への支援として、担当職員の派遣を行います。
● 研修会・講演会に多くの町民が参加するよう、内容の充実を図り、開催情報のPRを行います。 |

環境衛生委員の研修会





施策3 ごみ処理施設の施設見学

施策の方向

ごみ処理施設への施設見学によって、町民に自ら出したごみがどのように処理され、どのようにリサイクルされているのかを確認してもらうことは、ごみの減量及び分別排出の意義などの意識啓発に効果的です。

施設管理者である岡山県西部環境整備施設組合（里庄清掃工場）及び岡山県西部衛生施設組合（井笠広域資源化センター・リサイクルプラザ）と連携し、施設見学のPRなどを行います。

各主体の役割

- | | |
|--------|---|
| 町民・事業者 | <ul style="list-style-type: none">● ごみ処理施設の見学に積極的に参加しましょう。● 見学等で学習したことを基に、ごみの排出抑制や分別排出などに取り組みましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none">● 申込が増えるよう、施設見学について PR します。 |

岡山県西部衛生施設組合 リサイクル☆ブログ より

リサイクルプラザ見学の様子





施策4 環境教育の推進

施策の方向

環境意識の向上のためには、環境教育を十分に行い、子どものうちから環境意識を根付かせることが必要です。本町ではごみ収集委託業者と連携し、毎年小学校においてパッカー車を使った実演を行うなどの環境学習を実施しています。

また、毎年今後も学校やごみ収集委託業者との連携を図り、総合学習の時間や各教科での授業において環境学習の場や機会を増やすなど、環境教育の充実を図ります。

また、小学3・4年生を対象に毎年「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクールを開催し、最優秀賞及び優秀賞作品を収集委託業者のパッカー車2台に1年間ラッピングしてごみ収集を行うことで、参加者の環境意識向上を図るとともに町民へのPRを行っています。ポスターコンクールについては継続して実施します。

さらに、身近なエコ活動を実践している「こどもエコクラブ」の活動や、児童会・生徒会など自主的活動を支援します。

各主体の役割

町	民	子どもが学校で学習してきたことを家族で共有し、それを基に家族みんなでごみ減量・リサイクルの取組を実践しましょう。
行	政	- 啓発パンフレットなどを教材として提供するなど、学校における環境学習への支援と充実を図ります。 - 環境学習は分かりやすい内容とするよう努めます。 「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクールを引き続き開催します。

「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクール 最優秀賞作品



令和元年度（ラッピング状況）



平成 28 年度



平成 29 年度



平成 30 年度



施策5 啓発イベント

施策の方向

本町の産業文化祭では、ごみ減量に関する啓発活動を行っているほか、本町中学生ボランティアを主体とした「ごみゼロプロジェクト」によって、会場内で出るごみを参加者自ら分別排出してもらう取組が行われています。また、「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクールの表彰式も行っています。

加えて、本町で発生する資源ごみの一部を処理している岡山県西部衛生施設組合のリサイクルプラザでは、施設の啓発機能を活用してリサイクル教室や古本の展示（リユース）など様々なイベントが行われています。

本町においてリサイクルプラザでのイベント開催情報等を情報発信し、参加するよう広報することで、町民の4Rへの意識高揚を図ります。

各主体の役割

町	民	● 施設でのイベントに参加し、体験を通じながら4Rについて学習しましょう。
行	政	● 産業文化祭やリサイクルプラザでのイベントへの参加者が増えるように、イベント内容や開催情報について広報します。 ● イベントを魅力あるものとするため、内容の見直しを検討します。

里庄町産業文化祭での啓発活動

ごみ減量啓発ブース



ごみゼロプロジェクト ごみ分別箱の紹介



岡山県西部衛生施設組合 リサイクル☆ブログ より



ペットボトルのキャップと古布を使った人形作成教室

(2) 4Rの実践



施策6 マイバッグ運動の推進

施策の方向

レジ袋の削減は、ごみの減量と地球温暖化防止に繋げることができる身近な取組です。

本町では、毎月10日に実施されている「岡山県統一ノーレジ袋デー」（町内参加7事業所11店舗（令和元年9月現在））や岡山県が11月に実施している「おかやまマイバッグキャンペーン」について、広報や街頭啓発活動を実施しています。町民にキャンペーン参加を促すほか、町民団体や事業者と連携しながら町民のマイバッグ持参を推進し、レジ袋の削減を図ります。

また、レジ袋については、国が令和2年7月から原則有料化の方針を示していることから、今後の動向を注視するとともに、必要に応じて小売店等との連携を図るものとします。



各主体の役割

町民	● 買い物の際にはマイバッグを持参し、レジ袋を断りましょう。 ● マイバッグ・チャレンジなどのキャンペーンに積極的に参加しましょう。
事業者	● レジ袋の無料配布をやめたり、マイバッグ持参のポイント制度を導入するなど、マイバッグ持参率向上に協力しましょう。
行政	● マイバッグ持参に関するキャンペーンなどについて、多くの町民が参加するよう広報を行います。 ● レジ袋原則有料化の動向に注視し、小売店等との連携を図ります。



マイバッグ運動の街頭啓発活動



買い物の際には「マイバッグの持参」を!

～11月は「おかやまマイバッグキャンペーン」期間です。～

皆さん、買い物の際にはマイバッグをお持ちですか？
岡山県では、スーパーマーケットやドラッグストア、ホームセンターなどの店舗、消費者・環境団体、市町村等と協力して、11月に「おかやまマイバッグキャンペーン」を実施します。
「おかやまマイバッグキャンペーン」は、レジ袋の削減を通して環境にやさしいエコ・ライフスタイルを広めることを目的としています。
家庭からは毎日、生ごみ、紙類、容器、包装など、多くのごみが出されていますが、レジ袋を当たり前のようにならぬことを見直して、私たち一人ひとりがごみを出さない買い物を心がけることにより、ごみの減量だけでなく、地球温暖化の防止にもつながります。
皆さんもこの機会に、マイバッグを持参して、レジ袋の削減にご協力をお願いします。
そして、包装ができるだけ少ない商品、再使用できる容器や詰め替え製品を選ぶなど、毎日の買い物から環境にやさしい生活を始めましょう!

【問合せ先】町民課（住民担当） ☎64-3112

広報「さとしょう」でのPR



施策7 過剰包装の抑制・簡易包装の推進

施策の方向

家庭ごみの容積は容器包装廃棄物が多くを占めています。

容器包装廃棄物を削減するため、町民に対して、過剰包装の断りや簡易包装商品の選択への心がけを推進します。

また、簡易包装協力店指定制度や優良店表彰制度などの導入を検討し、販売店での包装の簡素化を推進します。



各主体の役割

町民	● 買い物の際は、できるだけ包装の少ない商品を選ぶようにしたり、無駄な包装は断るように心がけましょう。
事業者	● 商品のばら売りをしたり、容器包装を簡略化した商品を取り揃えたりなど、包装の簡素化に努めましょう。
行政	● 簡易包装協力指定店制度・優良店表彰制度の導入を検討します。 ● 協力店舗や優良店の取組を町民に広く広報します。

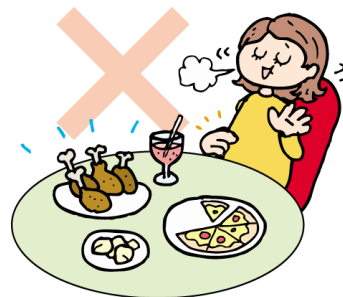


施策8 食品ロスの削減推進

施策の方向

近年、まだ食べられる食品の廃棄（食品ロス）については、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるなど、大きな社会問題となっています。

食品ロスの削減を進めるため、家庭においてはエコクッキング、外出時には3010（さんまるいちまる）運動を推進するほか、賞味期限と消費期限の違いについても啓発を進めます。



3つの“**ない**”に取り組めば・・・
3つの“**やさしさ**”に出会えます。

「買いすぎない」 「体にやさしい」
「作りすぎない」 ⇒ 「お財布にやさしい」
「食べ残さない」 「環境にやさしい」

エコクッキング

家庭での料理はエコクッキングを推奨することで生ごみの削減を推進します。

また、どうしても生ごみとして排出する必要があるものは、水切りを徹底するよう啓発を進めます。

- ◆材料は必要なものを必要な量だけ購入
- ◆調理くずをできるだけ出さない調理法
- ◆食べられる量だけ作る

3010（さんまるいちまる）運動

外出時、特に宴会ではほとんどの時間が参加者同士のコミュニケーションに使われ、食べ残しが多く発生しています。

そのため、宴会の最初の30分、最後の10分は席に座って食べるための時間として会を進行し、食べ残しをできるだけ減らす取組です。

町民の3010運動の認知度向上及び実践に向けてPRを行います。

賞味期限と消費期限

賞味期限：美味しく食べられる期限

→ 期限を過ぎても色、匂い、味などに異常が無ければ食べられます。

消費期限：安全に食べられる期限

→ 必要以上に買いためせずに期限前に食べきりましょう。

各主体の役割

町民	● 買いすぎない、作りすぎない、食べ残さないようにしましょう。 ● 調理方法を工夫して食材はできる限り使い切りましょう。 ● 生ごみとして捨てる場合は水切りをしてから出しましょう。
行政	● エコクッキングの意義や調理くずの少ない調理方法などを情報提供し、エコクッキングの普及啓発を行います。

食品ロスの削減の推進に関する法律

現在、日本では、食料の多くを輸入に依存しており、大量の食料を輸入しているにもかかわらず、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されています（食品ロス）。また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在しており、2015年（平成27年）9月に、国連の「持続可能な開発サミット」で持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）として、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる。」ことが採択されたように、食品ロスの問題は国際的にも重要な課題となっています。

これらを踏まえ、我が国では「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が令和元年10月1日に施行されました。

食品ロス削減推進法は、国、地方公共団体、事業者の責務を明らかにし、消費者の役割を定め、多様な主体が連携し国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。

図表 食品ロスの削減の推進に関する法律について

・食品ロスを削減していくための基本的な視点

- ①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと。
- ②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくこと。

・責務と役割と相互協力と基本施策（第3条～第7条、第10条～第19条）

・国及び地方公共団体

- ・国の責務等（農林水産省、環境省、消費者庁）
- ①食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務がある。
- ②政府は食品ロスの削減に関する基本方針を定めなければならない。
- ③財政上必要な措置を講じるよう努める。

・地方公共団体の責務等

- ①食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務がある。
- ②「都道府県食品ロス削減推進計画」や「市町村食品ロス削減推進計画」を定めるよう努める。

・国及び地方公共団体による基本的施策

- ①消費者、事業者等へ教育学習の振興、啓発のための施策
- ②食品関連事業者、農林事業者、関係団体の取り組みを支援する施策
- ③食品関連事業者、農林事業者、関係団体の相互連携強化に関する取り組みを支援する施策
- ④顕著な功績のある者の表彰
- ⑤実態調査、効果的な削減方法等に関する調査研究の推進、先進的な取り組みやその他情報収集
- ⑥未利用食品等を提供する活動に係る関係者の相互連携強化を図るために必要な施策

・事業者の責務

- ①食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努める責務がある。

・消費者の役割

- ①国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努める役割を持つ。

・食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

・食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品ロス削減推進法の趣旨に従い、食品廃棄物の発生抑制を行う際に、食べられる食品は食用として活用することを考慮する。

・食品ロス削減月間（第9条）

食品ロス削減月間を10月とし、食品ロス削減の日を10月13日とする。

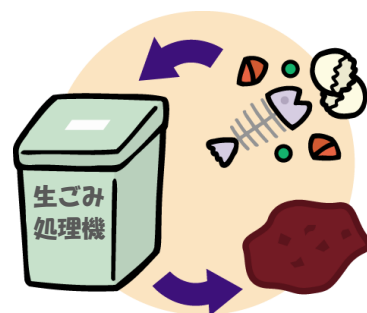


施策9 生ごみ処理機器購入費補助制度

施策の方向

本町では、町民が生ごみ処理機器を購入する際に、一定基準に基づき購入費用の一部を助成しています。

引き続き助成制度を継続し、町民に制度を活用するよう呼びかけ、生ごみ処理機器の利用を促進することで、生ごみの堆肥化によるごみの減量とリサイクルを推進します。



各主体の役割

町民	● 補助制度を利用して生ごみ処理機器を購入し、生ごみは堆肥化して家庭菜園やプランターに利用するなど、生ごみの減量とリサイクルを進めましょう。
行政	● 補助制度や堆肥の活用方法、生ごみの減量とリサイクルの効果について広報します。

◆本町の生ごみ処理機器購入費補助制度

本町では、家庭からの生ごみの減量化・資源化を目的として、電気式の家庭用生ごみ処理機器の設置について補助を行っています。

町民が制度を利用しやすくするため、平成26年4月に制度を一部改正しました。

近年の補助実績

H26	H27	H28	H29	H30	R1※
3件	8件	11件	4件	1件	7件

※令和2年1月末までの実績

■制度の内容（電気式のもの1世帯あたり1基まで）

補助対象者の条件	町内に住所を有しかつ居住していること 町税を完納していること 町内に機器を有し、かつ適正な管理ができること
補助額	購入費用の1/2（上限額3万円）
制度再利用までの年数要件	5年

■生ごみ処理機等の種類（日本電機工業会ホームページ等より）

【乾燥式】

・ヒーター等の熱源や風で生ごみの水分を物理的に蒸発させて乾燥し、減量・減容させる。



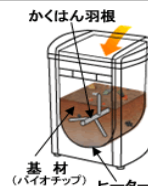
【バイオ式】

・基材と生ごみを混ぜ、微生物の働きにより生ごみを水と炭酸ガスに分解し、減量・減容させる。



【ハイブリット式】

・送風乾燥して生ごみの表面の水分をゆっくりと除去し、微生物が働きやすい水分を維持する。
その後微生物を利用して生ごみを分解し、減量・減容させる。



(3) 町民・事業者との協働



施策10 環境衛生委員による地域活動

施策の方向

毎年11月に実施している「町内一斉クリーン作戦」では、環境衛生委員を中心として不法投棄ごみやポイ捨てごみの清掃を実施しており、環境美化を通じた地域の意識啓発を図っています。地域でのごみに関する取組において、中心となって取組を進める環境衛生委員の活動を推進します。



環境衛生委員に対しては、ごみ問題に関する研修会等への参加を促すなど、より一層活躍してもらうようリーダーとしての育成を行います。

各主体の役割

岡山県では、昭和32年に地域の生活環境の向上を目指して岡山県環境衛生協会を設立しています。その正会員団体である「里庄町環境衛生協議会」の組織メンバーとして、環境衛生委員は日々地域での活動を行っています。

- | | |
|----|--|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none">● 地域の活動に積極的に参加しましょう。● 地域の中心となって取組を行っている環境衛生委員の活動に協力しましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none">● 地域での研修会・講演会の開催を通じて、環境衛生委員など地域リーダーの人材育成を行います。 |



施策11 販売店への協力依頼

施策の方向

町内のスーパーなどの販売店に対し、レジ袋の無料配布中止や容器包装の簡素化、リターナブル容器や再生原料を使用した製品の積極的な販売、資源物の店頭回収ボックスの設置など、4Rに関する取組への協力を呼びかけます。

各主体の役割

- | | |
|-----|--|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none">● 町の施策に協力する店を積極的に利用し、自らも4Rに積極的に取り組みましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none">● 協力店となり、町民と協働した4Rの取組を進めましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none">● 販売店に4Rに関する施策への協力を要請し、協力店の取組を支援します。● 協力店における取組内容を町民に広報します。 |



施策12 廃棄物減量等推進審議会

施策の方向

ごみの削減に向けた施策について、町民や事業者からの意見を直接取り入れる場として里庄町廃棄物減量等推進審議会を設置し、各種施策を実施する前に様々な審議を行っています。

町民や事業者からの意見を反映し、効果的にごみの減量・リサイクルを進めていくために、引き続き審議会による施策の審議を行います。また、審議内容等を公表し、審議会の活動状況を町民に広く知らせます。

各主体の役割

- | | |
|--------|--|
| 町民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会での審議内容は原則として公開され、傍聴も可能です。審議内容を傍聴してみたり、審議会資料・議事録を確認してみるなど、ごみ問題について関心を高めましょう。 |
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会を通じて町民や事業者の意見を募り、効果的な施策を実施していきます。 |

(4) 事業系ごみ対策



施策13 ごみ排出事業者への指導

施策の方向

循環型社会を形成するためには、家庭系ごみだけでなく、事業系ごみについても発生・排出削減やリサイクルに取り組んでいく必要があります。近年は事業系ごみが増加しており、町全体のごみ排出量の減量が鈍化している一因にもなっています。

そのため、令和元年度に事業者に対してアンケート調査を行っています。調査結果を基にごみ増加の原因を探り、分別徹底や家庭ごみへの混入防止など自らの責任による適正処理について啓発・指導を効果的に行うとともに、リサイクルの取組実践などを促進します。

各主体の役割

- | | |
|-------|--|
| 事 業 者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業系ごみは自らの責任において処理することが原則です。分別の徹底や適正処理は責任を持って行いましょう。 ● ごみの減量やリサイクルに関する取組を積極的行いましょう。 |
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 商工会と連携を図りながら、パンフレット等を通じてごみの適正処理・適正排出の啓発を図り、必要に応じて分別指導を行います。 ● 商工会と連携を図りながら、パンフレットや町ホームページを通じてごみ減量・リサイクル方法について情報提供を行い、積極的に実践するよう事業者呼びかけます。 |

第7節 2 再資源化に関する施策

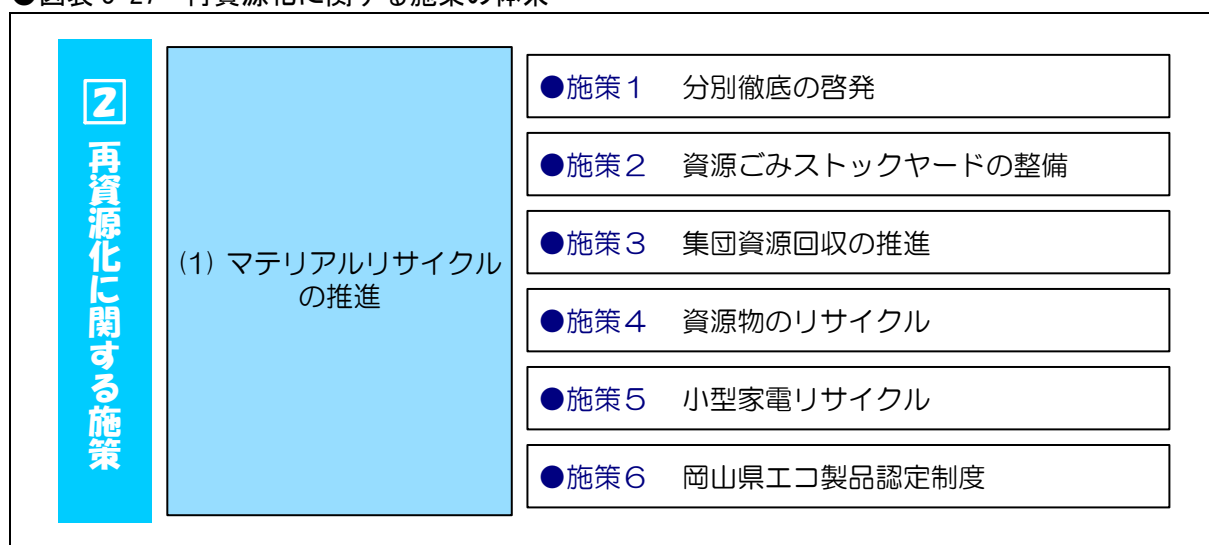


1 施策体系

リサイクルを進めるためには、分別徹底から始まる資源物回収が不可欠です。また、再生原料を使用した製品の利用普及等も効果的です。

ごみの再資源化について、今後取り組む施策は、マテリアルリサイクルの推進を中心として展開していくものとします。

●図表 3-27 再資源化に関する施策の体系



2 具体的な施策

(1) マテリアルリサイクルの推進



施策1 分別徹底の啓発

施策の方向

リサイクルの推進を図るためには、資源ごみの量を増やすことが不可欠です。本町では、缶類、びん類、ペットボトル、紙類など、リサイクルされるものが燃えるごみや燃えないごみに非常に多く排出されています。

これらのものをできるだけ多く分別回収し、資源として適正にリサイクルするため、出前講座やパンフレット、ホームページなど様々な方法を通じて分別徹底を啓発していきます。



各主体の役割

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 町民・事業者 | ● 分別ルールをしっかりと守り、分別徹底を心がけましょう。 |
| 行政 | ● 分別徹底の必要性を広く広報し、分別意識の高揚を図ります。 |



施策2 資源ごみストックヤードの整備

施策の方向

本町では資源物が他のごみに混入して排出されている事例が多いことから、資源ごみとして排出しやすくすることを目的に、資源ごみに限りいつでも自由に持ち込んで排出可能なストックヤードを整備し、平成28年12月より町内3カ所で運用を開始しています。

利用の拡大を図るため、町民にストックヤードの存在をPRするとともに、積極的に利用するよう呼びかけを行います。



各主体の役割

- | | |
|----|--|
| 町民 | ● スtockヤードを積極的に利用しましょう。 |
| 行政 | ● スtockヤードの周知と利用促進を町民に呼びかけます。
● 規模（保管可能量）の拡充について調査・検討します。 |

ストックヤード設置場所

- ・ 役場（南側駐輪場）
- ・ 仁科会館（駐車場内）
- ・ 東公民館（駐車場内）

ストックヤード設置後の分別収集
有価物売上金（平成30年度）

3,040 千円



施策3 集団資源回収の推進

施策の方向

町内で資源物の回収を実施したPTAなどの団体に、補助金を交付する制度を設けています。子どもを交えて資源物回収活動を行うことにより、体験を通じた環境教育の一環としても効果が期待できます。

今後も引き続き補助金交付制度を継続します。また、回収活動の支援を行うとともに、補助金交付対象団体の拡大に向けて調査・検討を行い、集団資源回収のより一層の活発化を図りごみ減量・再資源化を促進します。



各主体の役割

集団資源回収対象品目

- ・新聞
- ・雑誌類
- ・段ボール
- ・紙パック
- ・布類
- ・スチール缶
- ・アルミ缶
- ・その他金属類

- | | |
|----|--|
| 町民 | ● 子どもと共に資源回収活動に積極的に参加しましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 補助金交付制度を継続し、制度を活用した資源回収活動に参加するよう広報誌などで町民に呼びかけます。 ● 優良団体の表彰や、回収活動場所の提供、回収機材の貸与などの支援を行います。 ● 補助金交付対象団体の拡大・見直しについて調査・検討します。 |

平成30年度実施団体 ()内は有価物売上金

- ・里庄西幼稚園
- ・里庄東小学校
- ・里庄西小学校
- ・里庄中学校
- ・ハツ的分館 (19 千円)
- ・手ノ際分館 (47 千円)
- ・里庄ハイツ組合 (2 千円)



施策4 資源物のリサイクル

施策の方向

資源ごみとして分別収集している缶、ペットボトル、紙類は、資源化業者に直接引き渡してリサイクルしているほか、びん類、その他プラスチック、古布は、岡山県西部衛生施設組合のリサイクルプラザで中間処理したのちリサイクルを行っています。

ごみリサイクルの主要手段として、資源物の分別収集と資源化業者への引き渡し及びリサイクルプラザでの資源化処理を継続して行います。

各主体の役割

- | | |
|----|--|
| 町民 | ● 資源物ごみの処理が異物で妨げられ、適正処理や資源化に支障が出ないように分別を徹底しましょう。 |
| 行政 | ● 施設の適正な維持管理が行えるように岡山県西部衛生施設組合の施設運営に協力します。 |



施策5 小型家電リサイクル

施策の方向

小型家電には、鉄やアルミなどの他にレアメタルなどの貴重な資源が含まれていますが、これらの大半は資源化されずに埋立処分されています。これを受け、平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されており、本町では施行に先駆けて平成25年3月から家庭の使用済み小型家電のボックス回収を行っています。

ごみ減量と資源の有効活用、最終処分場の延命化を図るためにも、引き続き小型家電の回収を行うとともに、小型家電を回収ボックスに分別排出するよう町民へ呼びかけます。



回収ボックス設置場所

- ・役場庁舎 1階ロビー
 - ・町立図書館 1階
 - ・中央公民館(老人センター) 1階
 - ・西公民館(仁科会館) 1階
 - ・東公民館 1階
- ※ボックスに入らないものは役場に持ち込み

平成 30 年度回収実績：9.49トン

各主体の役割

- | 町 | 民 | |
|---|---|---|
| | | ● 小型家電リサイクルの対象機器はできるだけ回収ボックスに出すか、町役場窓口への持ち込みに協力しましょう。 |
| 行 | 政 | |
| | | ● 小型家電リサイクルについての広報を行います。 |
| | | ● 回収ボックス設置場所の拡大について検討します。 |

◆小型家電リサイクルについて

国においては、循環型社会形成の推進を目的として平成 24 年8月3日に「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に係る法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）を成立させ、平成 25 年4月に施行しています。

この小型家電リサイクル法は、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、ビデオカメラ、電話機などを対象（家電4品目は対象外）とし、先行的に取り組まれているシステムを活かしながら、これらの取組が安定的・継続的に行われるよう制度的に担保することを狙いとしています。

そのため、リサイクル料金を消費者から徴収せず、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫して、それぞれの実情に合わせた形で参加するといった「促進型」の制度となっています。

本町では、法施行前の実証事業としていち早く小型家電のリサイクルを進めてきました。

主な回収対象品目





施策6 岡山県エコ製品認定制度

施策の方向

リサイクル製品の利用促進のため、岡山県が実施している「岡山県エコ製品」認定制度と連携し、町内における認定事業所の増加を図ります。

認定した製品については、価格、用途等を考慮のうえ、優先して使用するよう努めるなど、その利用促進を図ることとされています。

各主体の役割

事業者	● 岡山県エコ製品の認定取得を目指しましょう。
行政	● 町ホームページや広報誌などを通じ、認定制度の PR や認定事業所の取組を紹介します。

◆岡山県エコ製品の認定について

岡山県では、岡山県循環型社会形成推進条例第 27 条に基づき、循環型社会の形成に資する製品を「岡山県エコ製品」として認定する制度を創設して、平成 14 年 10 月から募集を開始、平成 30 年 9 月末現在で 359 件（152 事業者）が認定されています。

認定した製品については、価格、用途等を考慮のうえ、優先して使用するよう努めるなど、その利用促進を図ることとされています。



■岡山県エコ製品とは

岡山県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品（対象品目）であって、県が定める認定基準を満たした製品。

■対象品目

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 紙類 | (4) 制服等 |
| (2) 文具類 | (5) 資材(公共工事関係資材) |
| (3) 機器類 | (6) その他 |

■認定基準

判断基準の区分	内容
循環資源使用率	品目の細区分ごとに定める率の循環資源を使用
品質に係る基準	JIS 規格、県土木工事共通仕様書等公的な規格に適合又は準拠
安全性の基準	特別管理産業廃棄物等を不使用、土壌環境基準に適合等
その他	生活環境の保全上十分配慮された事業場で製造された製品等

第8節 3 適正処理に関する施策



1 処理の主体

(1) 排出段階

排出段階におけるごみ発生・排出削減、再利用、さらに分別徹底については、排出者である町民・事業者が行うものとします。

適正処理の観点からも、ごみ発生・排出削減を推進する必要があるため、排出者への支援等については本町が行います。

(2) 収集・運搬

本計画の対象廃棄物については、原則として本町が主体となって収集・運搬を行います。ただし、事業系ごみの収集・運搬については、事業者自らの責任により、収集運搬許可業者によって、または自らが直接運搬するものとします。

(3) 処理・処分

ごみの中間処理及び最終処分は、岡山県西部環境整備施設組合及び岡山県西部衛生施設組合において行うものとします。ただし、資源ごみのうち、直接資源化対象物については、本町において行うものとします。

また、処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

なお、中間処理のうち焼却処理と最終処分については、ごみ処理広域化対策西部ブロック協議会（笠岡市・井原市・浅口市・矢掛町・里庄町）（以下「西部ブロック」とします。）において広域処理を行う予定としており、その体制が整い次第、処理主体を変更するものとします。

●図表 3-28 ごみ処理段階ごとの処理主体（責任者）

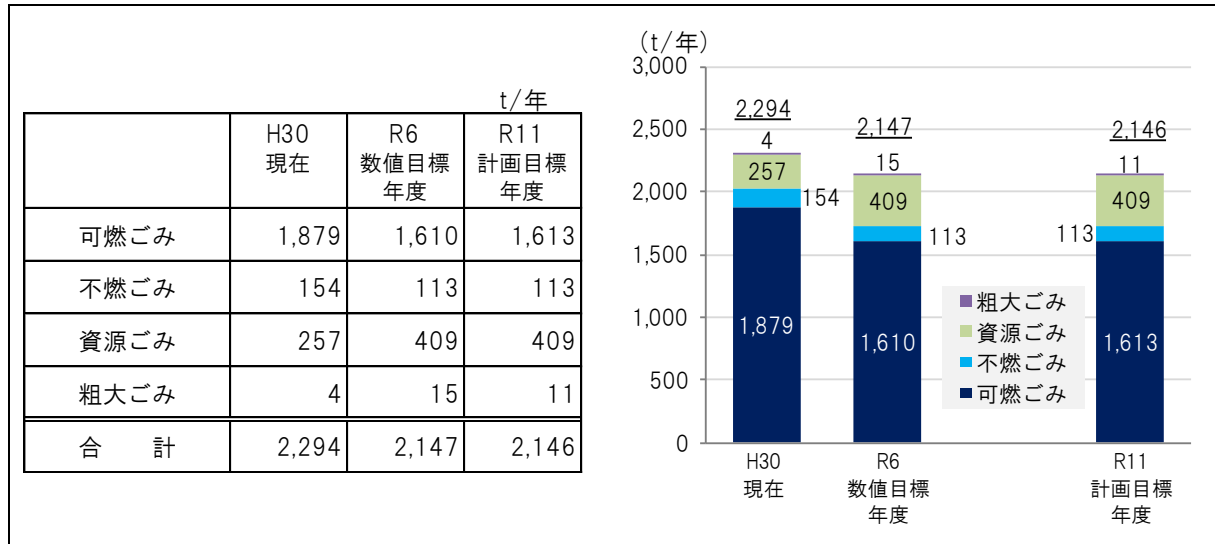
排出者	ごみ区分	発生・排出削減	収集・運搬	中間処理	最終処分
町民	可燃ごみ	町民	本町	岡山県西部環境整備施設組合	岡山県西部衛生施設組合（委託）
	資源ごみ			本町（委託）	
	不燃ごみ 粗大ごみ			岡山県西部衛生施設組合	
事業者	可燃ごみ	事業者	事業者 （許可業者）	岡山県西部環境整備施設組合	事業者
	資源ごみ 不燃ごみ			事業者	

2 処理計画

(1) 収集運搬量

収集運搬量は、ごみ発生・排出削減目標の達成により削減され、令和 6 年度に 2,147 トン、令和 11 年度に 2,146 トンと見込みます。

●図表 3-29 収集運搬量の見込み

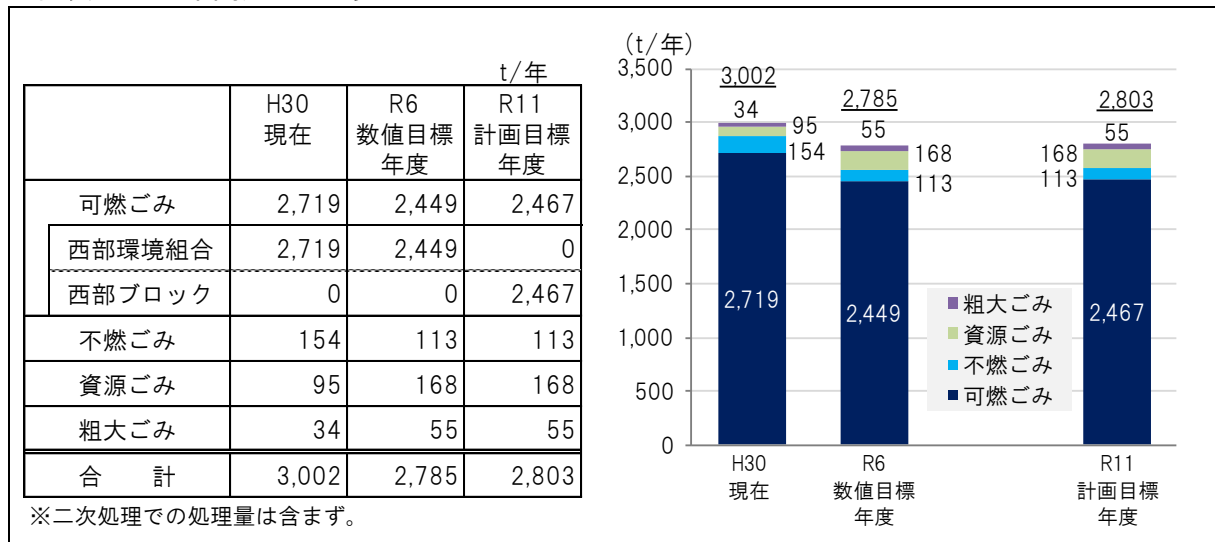


(2) 中間処理量

可燃ごみについては、岡山県西部環境整備施設組合の里庄清掃工場にて処理します。ただし、西部ブロックにおいて令和 7 年度供用開始を目途に新たな広域焼却処理施設の整備を進めており、体制が整い次第、西部ブロックの新ごみ焼却施設で処理します。不燃ごみ、粗大ごみは岡山県西部衛生施設組合の粗大ごみ処理施設にて処理します。また、資源ごみは直接資源化するものを除き、岡山県西部衛生施設組合のリサイクルプラザにて処理します。

中間処理量は、ごみ発生・排出削減目標の達成により削減され、令和 6 年度に 2,785 トン、令和 11 年度に 2,803 トンと見込みます。

●図表 3-30 中間処理量の見込み



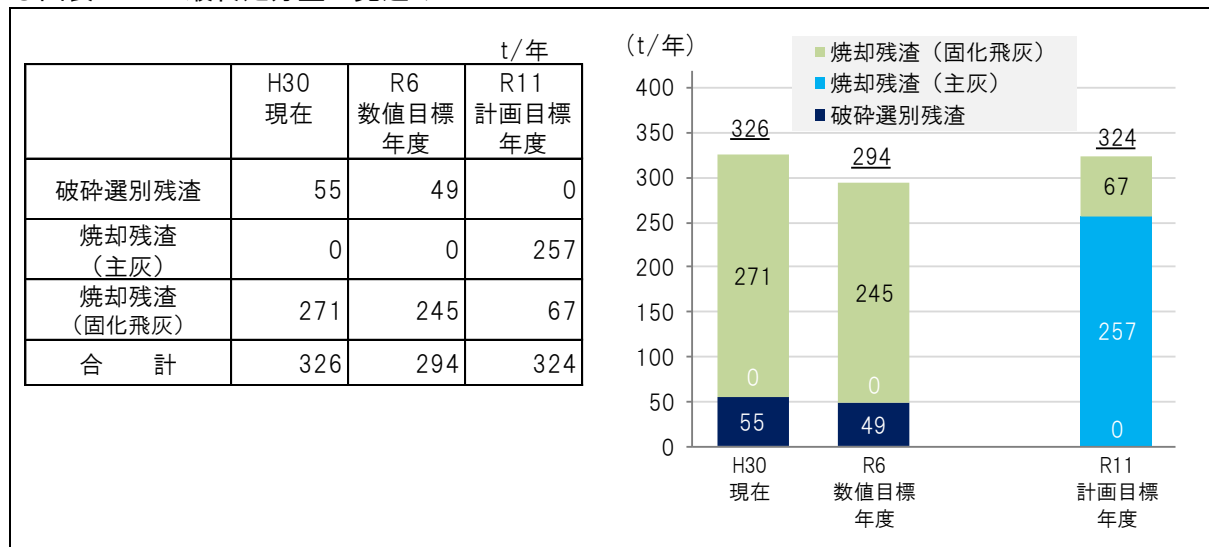
(3) 最終処分量

最終処分については、西部ブロックにおいて新最終処分場の建設工事を行っており、供用開始された後は**西部ブロックの新最終処分場にて処分**します。

なお、破碎選別残渣は、西部ブロックの新ごみ焼却施設の稼働後、埋立処分を取りやめ、焼却処理するものとします。

最終処分量は、令和 6 年度に 294 トン、令和 11 年度に 324 トンと見込みます。

●図表 3-31 最終処分量の見込み



3 施策体系

ごみの適正処理を行うため、今後取り組む施策は、①収集運搬に関する施策、②中間処理に関する施策、③最終処分に関する施策、④その他適正処理に関する施策 の4つを中心として展開していくものとします。

●図表 3-32 適正処理に関する施策の体系



4 具体的な施策

(1) 収集運搬に関する施策



施策1 収集体制の適正化

施策の方向

ごみの収集運搬体制については、過去5年間で燃えないごみの収集頻度を週1回から月1回に変更したり、原則処理施設への直接持ち込みとしていた粗大ごみを随時戸別収集にしたりと様々な変更を行っており、適正化や町民サービスの向上を図ってきました。

他方、ごみ処理が広域化された場合は処理施設が遠方となる可能性があり、収集運搬に時間を要したりなど町民の利便性及び本町の収集運搬負荷に影響が出ることも予想されます。

そのため、今後は収集運搬体制変更の効果を検証するとともに、ごみの適正処理と町民サービスを維持するため、必要に応じてごみステーションの設置場所拡大なども含めたうえで、更なる収集運搬体制の見直しについて検討を進めます。

各主体の役割

- | | | |
|---|---|--|
| 行 | 政 | ● ごみ収集運搬体制の見直し及び効率的な収集運搬のためのごみステーション設置場所拡大について、調査・検討を行います。 |
|---|---|--|



施策2 ごみステーションの適正管理

施策の方向

本町におけるごみ収集方法は、原則としてステーション方式により行っており、本町では、適正に管理することを条件として、自主的にごみステーションを設置または修繕を行う団体に補助金を交付する制度を設けています。

環境美化とごみの収集業務の効率化を図るため、補助金交付制度を継続するとともに、地域でのごみステーションの適正管理を推進します。

各主体の役割

- | | | |
|---|---|--|
| 町 | 民 | ● 円滑なごみ収集が行えるよう、ごみステーションはきれいに使い、適正な維持管理に協力しましょう。 |
| 行 | 政 | ● ごみステーションの設置・修繕補助制度を継続します。 |



※設置・修繕助成制度の概要

新設の場合：1カ所あたり上限20万円

修繕の場合：3万円を超える場合、上限10万円



施策3 ごみ収集運搬業の許可



施策の方向

ごみの収集運搬に関する許可は、現状におけるごみの排出状況と許可業者の収集運搬状況を勘案して行うものです。今後も引き続き、本計画にて目標を定めてごみの減量に取り組んでいくことから、ごみの収集運搬業に関する許可は原則として現状を維持します。

ただし、本町において収集運搬することが困難なごみが発生する場合には、収集運搬できる品目を限定した許可に限り、一定基準のもと個別の事情を勘案したうえで許可の可否を判断するものとします。

各主体の役割

- | | | |
|---|---|--|
| 行 | 政 | ● 現状の収集運搬許可業者に対し、適正な収集運搬及び分別の徹底を指導します。 |
|---|---|--|



施策4 ごみ処理手数料導入の効果検証

施策の方向

本町の燃えるごみ、燃えないごみの指定袋料金は、これまで製造原価・販売手数料のみでごみ処理費用に係る料金を含んでいませんでしたが、平成30年4月の料金改定時に袋料金を値上げすることでごみ処理手数料を含んだ料金となっています。

これによって、家庭系ごみ排出量が抑制される効果を期待できますが、ごみ処理手数料導入から間が無いため、どの程度の効果が現れるか現状では不透明です。

また、今後、ごみ処理の広域化が進んだ場合には、広域市町村管内でのごみの分別区分や処理手数料統一に向けた協議も実施されることとなります。

それらを踏まえたうえで、今後はごみ排出量の推移を注視してごみ処理手数料導入の効果を検証し、必要に応じて料金体系の見直しを検討していきます。

各主体の役割

- | | | |
|---|---|--------------------------------------|
| 行 | 政 | ● ごみ処理手数料の導入効果検証及び見直しに関する調査・検討を行います。 |
|---|---|--------------------------------------|

(2) 中間処理に関する施策



施策5 ごみ処理の広域化

施策の方向

現在、燃えるごみは岡山県西部環境整備施設組合において笠岡市、浅口市と共に2市1町での処理を行っていますが、これまで西部ブロックにおいて、さらなる広域処理について検討を行ってきました。

今後は「西部ブロックごみ処理広域化実施計画（H26.3）」に基づき、エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の整備を進めます。

各主体の役割

行	政	● 燃えるごみについての広域処理施設の施設整備を進めます。
---	---	-------------------------------



施策6 処理施設の維持管理

施策の方向

ごみの適正処理を行うためには、適切な維持管理のもと処理施設を安定稼働させ、また、高度な二次公害防止対策を徹底することが不可欠です。

そのため、処理施設において、各施設管理者が主体となり、安定稼働に必要となる計画的な保守管理を実施していくものとします。

各主体の役割

町	民	● 施設での適正処理が妨げられないように、分別を徹底しましょう。
行	政	● 施設の適正な維持管理が行えるように岡山県西部環境整備施設組合及び岡山県西部衛生施設組合の施設運営に協力します。

(3) 最終処分に関する施策



施策7 最終処分場の確保

施策の方向

最終処分については、岡山県西部衛生施設組合の最終処分場において広域処分を行っていましたが、残余容量が無くなったことから現在は民間委託により処分を行っています。

岡山県西部衛生施設組合に限らず、西部ブロック管内では最終処分場の残余容量が不足しており、新たな最終処分場の確保が喫緊の課題となっています。

西部ブロックにおいては、現在新たな最終処分場を建設中であり、令和4年度に供用が開始される予定です。暫定的に行っている民間委託処分のコスト削減や新最終処分場を長期的に利用するため、最終処分物の最小化に努めます。

各主体の役割

- | | |
|--------|---|
| 町民・事業者 | ● 最終処分物が削減されるように、ごみの減量や分別徹底を積極的に行いましょう。 |
| 行政 | ● 最終処分場の早期施設整備に取り組みます。 |

(4) その他適正処理に関する施策



施策8 不法投棄対策

施策の方向

不法投棄対策として、岡山県の補助制度を利用した防止・啓発看板の設置を行います。また、不法投棄発見時には町・警察へ通報するよう呼びかけを行い、不法投棄の防止・撲滅を図ります。

さらに、先進地の効果的な不法投棄対策事例を研究し、本町での不法投棄対策に活かします。



各主体の役割

町民・事業者

- ごみの不法投棄は法律違反です。分別ルールを守ってごみを出し、ごみのポイ捨てや不法投棄はやめましょう。
- 不法投棄を発見した場合は、本町や警察に通報しましょう。
- 地域の環境美化に努め、監視の目を光らせて不法投棄されにくい環境作りをしましょう。

行政

- 監視カメラ・注意看板の設置や、ポスターコンクールなどの不法投棄防止の啓発により、不法投棄をしにくい環境作りを行います。
- 年に一度、不法投棄ごみやポイ捨てごみの一斉清掃（町内一斉クリーン作戦）を行います。



施策9 在宅医療廃棄物対策

施策の方向

高齢化社会の進行による要医療者の増加に伴い、自宅療養を行うケースが増えたことで、近年では一般家庭からも医療廃棄物が発生しています。これらの在宅医療廃棄物には、注射針など鋭利で感染性を持つものなど危険なごみも含まれており、他自治体では注射針が収集作業者に刺さる事故の発生事例もあります。

そのため、感染性のあるものなどは医療機関を通じての専門業者による回収とし、その他のものは本町による処理とします。排出方法については、医師や医療機関と連携を図り、安全な排出方法を指導してもらうなど適正な処理を推進します。



各主体の役割

町	民	● 感染性廃棄物など、安全上問題のある医療廃棄物が発生した場合は、医療機関などを通じて専門業者に引き渡しましょう。	
事	業	者	● 医療関係の事業者は、在宅医療実施者に対し、安全かつ適正な医療廃棄物の排出・処理について情報提供と指導を行いましょう。
行	政	● 在宅医療廃棄物の適正処理について、広報誌等を通じて啓発します。	



施策 10 水銀使用製品の適正回収

施策の方向

水銀による環境汚染防止等に関する国際条約「水銀に関する水俣条約」が平成29年8月に発効したことをうけ、国においては水銀汚染防止法（水銀による環境の汚染の防止に関する法律）が施行され、これに合わせて廃棄物処理法や大気汚染防止法も順次改正されています。

水銀汚染防止法では、市町村に対して水銀使用製品の適正回収を責務として規定しており、本町においても対応が求められます。

家庭からごみとして排出される水銀使用製品は主に蛍光管、ボタン電池、水銀体温計・温度計・血圧計が挙げられます。本町においてこれらは体温計を除き基本的に燃えないごみとして収集していますが、ごみ排出時に破損があった場合は水銀の飛散へと繋がります。さらに、水銀使用製品が可燃ごみに混入してしまうと焼却施設の排ガスから水銀が飛散することとなります。

また、製品使用もせず廃棄もせずに保持しているもの（退蔵品）の存在が想定されることから、回収体制の整備を図るとともに法規制について町民に周知を図り、分別の徹底と排出時の取り扱いの周知徹底を推進し、退蔵品等の適正な回収を行うことを進めます。

※水銀使用製品（使用せずに保持しているもの（退蔵品）も含む）の分別

品目	概要	本町での分別
電池	ボタン電池は、アルカリボタン電池など無水銀化されているが、空気亜鉛電池はほぼすべて水銀が使用されている。 ⇒家庭、事業所からの廃棄に対する回収、退蔵品の回収が必要	燃えないごみ
蛍光管	蛍光管 1 本あたり 6 mg の水銀が使用されている。 ⇒家庭、事業所からの廃棄を確実に回収することが必要	
水銀体温計	1 本あたり約 1.2 g 程度の水銀が使用され、蛍光管約 200 本分に相当 ⇒家庭における退蔵品の回収を進めることが必要	販売店または許可業者に依頼
水銀温度計	1 本あたり約 3.7 g 程度の水銀が使用され、蛍光管約 620 本分に相当 ⇒家庭、事業所における退蔵品の回収を進めることが必要	
水銀血圧計	1 台あたり約 48 g の金属水銀が使用され、蛍光管約 8,000 本分に相当 ⇒主に医療系であるが、家庭での使用も懸念され、退蔵品の回収が必要	小型家電リサイクル

資料：環境省「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン（H27.12）」

各主体の役割

- | | |
|----|--|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水銀を使用した体温計・温度計、また、タンスや倉庫に眠る退蔵品は、燃えるごみや燃えないごみに混入することがないように適切に分別排出しましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水銀使用製品の回収体制の整備を進めます。 ● 法規制の周知を図り、退蔵品の適切な分別排出について、広報誌等を通じて啓発します。 |



施策11 災害廃棄物対策

施策の方向

本町では、災害対策基本法に基づき、災害発生時の被害を最小限に軽減するための計画として「里庄町地域防災計画」を平成26年3月に策定し、平成28年3月に改訂しています。

また、災害廃棄物処理計画を令和元年度に策定しており、実際に発生した廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うための本町の基本的な考え方と具体的な対応方針を定めています。

災害時に発生するごみは、大量かつ多種・多様にわたることが多く、大別してごみ・し尿などの生活ごみと、建物の倒壊などに伴う災害廃棄物が発生します。

生活ごみについては、環境衛生上できるだけ速やかな回収が必要となりますが、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、県の廃棄物対策部署など関係機関との連携を図りながら適正に処理を行います。

各主体の役割

町民	● 災害時にはごみが散乱しないよう注意し、速やかな回収ができるよう本町等の対応策に協力しましょう。
事業者	● 災害ごみの収集運搬や適正処理などに関して、町の対応策に協力しましょう。
行政	● 町民に地域防災計画及び災害廃棄物処理計画の周知を図ります。 ● 災害ごみを速やかに適正処理できるように、生活ごみの排出方法・排出場所の周知や、ごみ収集運搬機材及び人員の確保とその適正配置などに努めます。

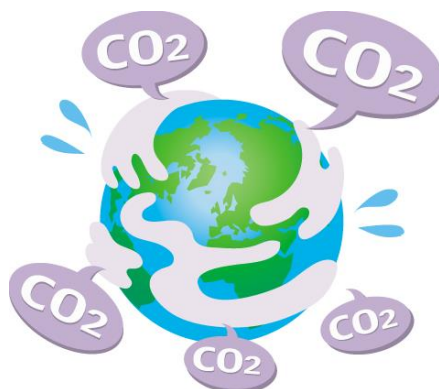


施策12 地球温暖化防止対策

施策の方向

ごみ処理施設の稼働や収集運搬車両の運行など、廃棄物処理分野においても燃料や電力の使用に起因する温室効果ガスが多量に排出されています。

持続可能な社会を構築していくうえでは、ごみ処理を行う過程においても何らかの対策を講じていく必要があります。そのため、以下に示す施策の実施または検討を通じ、地球温暖化の防止を推進していきます。



◆マイバッグ持参・レジ袋削減

レジ袋の原料は石油製品であることから、レジ袋を削減することで石油の消費量を削減することが可能です。

そのため、マイバッグ持参の推進によりレジ袋を削減し、レジ袋製造時・廃棄時のCO₂排出量削減を行います。



◆生ごみの減量

燃えるごみの水分が多い場合、施設での処理時に助燃剤(燃料)が必要となり、水分蒸発のために無駄なエネルギーが使われることとなります。

そのため、水分が多い生ごみについて、水切りの徹底や堆肥化等により、燃えるごみへの混入量を減らすことなどを推進していきます。



◆化石燃料使用量削減

ごみ収集運搬車両の燃料の一部をBDF(バイオディーゼル燃料)で代替したり、電気自動車を導入したりすることなどによって、化石燃料使用量を削減可能です。

これらの導入について調査・検討を行っていきます。

